

第
26
号

12
月
1
日

令和7年

三重県議会定例会会議録

(12月1日
第26号)

令和7年

三重県議会定例会会議録

第 26 号

○令和7年12月1日（月曜日）

議事日程（第26号）

令和7年12月1日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 44名

| | | |
|----|---|------|
| 1 | 番 | 市野修平 |
| 2 | 番 | 曾我正彦 |
| 3 | 番 | 荊原広樹 |
| 4 | 番 | 伊藤雅慶 |
| 5 | 番 | 世古明 |
| 6 | 番 | 市川岳人 |
| 7 | 番 | 龍神啓介 |
| 8 | 番 | 辻内裕也 |
| 9 | 番 | 吉田紋華 |
| 10 | 番 | 難波聖子 |
| 11 | 番 | 芳野正英 |

| | | | | |
|----|---|----|---|-----|
| 12 | 番 | 川 | 口 | 円 |
| 13 | 番 | 喜 | 田 | 児 |
| 14 | 番 | 中 | 瀬 | 之 |
| 16 | 番 | 中瀬 | 古 | 美 |
| 17 | 番 | 廣 | | 初 |
| 18 | 番 | 松 | 浦 | 耕太郎 |
| 19 | 番 | 石 | 垣 | 慶子 |
| 20 | 番 | 山 | 崎 | 智矢 |
| 21 | 番 | 野 | 村 | 博夫 |
| 22 | 番 | 倉 | 本 | 保夫 |
| 23 | 番 | 山 | 内 | 崇明 |
| 24 | 番 | 田 | 中 | 道也 |
| 25 | 番 | 藤 | 根 | 正典 |
| 26 | 番 | 森 | 野 | 治治 |
| 27 | 番 | 杉 | 本 | 熊野 |
| 28 | 番 | 藤 | 田 | 宜三 |
| 29 | 番 | 田 | 中 | 祐治 |
| 30 | 番 | 野 | 口 | 正正 |
| 32 | 番 | 石 | 田 | 生豊 |
| 35 | 番 | 東 | | 尚豊 |
| 36 | 番 | 長 | 田 | 隆廣 |
| 37 | 番 | 今 | 井 | 智義 |
| 38 | 番 | 稻 | 垣 | 昭廣 |
| 39 | 番 | 日 | 沖 | 信義 |
| 40 | 番 | 舟 | 橋 | 幸義 |
| 41 | 番 | 中 | 嶋 | 規幸 |
| 42 | 番 | 青 | 木 | 順謙 |
| 43 | 番 | 中 | 森 | 博文 |

| | | | |
|------|----|-----|-----|
| 44 | 番 | 山 本 | 教 和 |
| 45 | 番 | 西 場 | 信 行 |
| 46 | 番 | 中 川 | 正 美 |
| 47 | 番 | 服 部 | 富 男 |
| 48 | 番 | 津 田 | 健 児 |
| 欠席議員 | 3名 | | |
| 31 | 番 | 谷 川 | 孝 栄 |
| 33 | 番 | 村 林 | 聰 |
| 34 | 番 | 小 林 | 正 人 |
| (15 | 番 | 欠 | 員) |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|------------------|--|-----|-----|
| 事務局長 | | 佐 波 | 齊 |
| 書 記 (事務局次長) | | 小 野 | 明 子 |
| 書 記 (議事課長) | | 吉 川 | 幸 伸 |
| 書 記 (議事課課長補佐兼班長) | | 橋 本 | 哲 也 |
| 書 記 (議事課班長) | | 藤 堂 | 恵 生 |
| 書 記 (議事課主任) | | 伊 藤 | 光 彦 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | | | |
|-----------|--|-----|-----|
| 知 事 | | 一 見 | 勝 之 |
| 副 知 事 | | 服 部 | 浩 |
| 副 知 事 | | 野 呂 | 幸 利 |
| 危機管理統括監 | | 清 水 | 英 彦 |
| 総 務 部 長 | | 後 田 | 和 也 |
| 政策企画部長 | | 長 崎 | 禎 和 |
| 地域連携・交通部長 | | 生 川 | 哲 也 |
| 防災対策部長 | | 田 中 | 誠 徳 |

| | | |
|------------------|----|----|
| 医療保健部長 | 松浦 | 元哉 |
| 子ども・福祉部長 | 竹内 | 康雄 |
| 環境生活部長 | 楠田 | 泰司 |
| 農林水産部長 | 杵屋 | 典子 |
| 雇用経済部長 | 松下 | 功一 |
| 観光部長 | 塩野 | 進 |
| 県土整備部長 | 藤井 | 和久 |
| 総務部デジタル推進局長 | 横山 | 正吾 |
| 地域連携・交通部スポーツ推進局長 | 藤本 | 典夫 |
| 地域連携・交通部南部地域振興局長 | 関 | 美幸 |
| 環境生活部環境共生局長 | 佐藤 | 弘之 |
| 県土整備部理事 | 上村 | 告 |
| 企業庁長 | 河北 | 智之 |
| 病院事業庁長 | 河合 | 良之 |
| 会計管理者兼出納局長 | 天野 | 圭子 |
| 教 育 長 | 福永 | 和伸 |
| 公安委員会委員 | 村田 | 典子 |
| 警察本部長 | 敦澤 | 洋司 |
| 代表監査委員 | 村上 | 亘 |
| 監査委員事務局長 | 大西 | 毅尚 |
| 人事委員会委員 | 中村 | 佳子 |
| 人事委員会事務局長 | 佐藤 | 史紀 |

選挙管理委員会委員長

長 尾 英 介

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。8番 辻内裕也議員。

〔8番 辻内裕也議員登壇・拍手〕

○8番（辻内裕也） 皆さん、おはようございます。桑名市・桑名郡選挙区選出、自民党県議団の辻内裕也です。今日もよろしくお願ひいたします。

3回目の一般質問になりますが、自民党県議団の辻内裕也としては、今日が初めての登壇、質問となります。

会派は変わりましたけれども、担うべき責任は変わませんので、今日もこうして質問に立つことができるのは、多くの皆さんの応援の力でありますから、皆さんへの感謝を忘れることなく、皆さんの思いに一つでも多く応えられる仕事をこれからもしていきたいと思います。

4年間の任期ももう残りあと僅かとなりましたが、改めてそのことを自分で確認して、服部議長の御了解もいただきましたから質問に入りたいと

思います。では、よろしくお願ひいたします。

今回も質問の準備をしていると、同じ会派の野村議員が、おい、農業議員、野村議員はいつも私のことを農業議員というのですが、農業議員、今回も農業の質問をするのかと声をかけていただきました。野村議員に言わされたからではありませんが、今日も農業や農家の皆さんとのことを思いながら、質問したいと思います。

もちろん、今年も私は環境生活農林水産常任委員会において、三重県議会では、所属する常任委員会の所管事項については、基本的に担当の部局長には質問をしない。質問したらあかんということではありませんが、質問を控える、あまり質問しないという慣例、議会の一定のルールがありますから、今日もそこには注意しながら、質問をしていきたいと思います。

これで、3回連続で農業を取り上げるわけですけれども、その思いが何かというと、やはり人間にとって食べることが一番大切、人間は食べて元気になり、食べて成長する。つまり、食べるということは生きるということであって、社会がどんなに変わろうとも、人間のこの食べるという行為がなくなることはありませんので、命を守る上で、政治は、我々が必要な食料をまずは国内でしっかりと確保する必要があって、その多くを担っているのが農業や農家の皆さんですから、農業や農家の皆さんとの声にしっかりと応えたいというのが私の政治活動の一つの柱になっています。

ここ最近の日本の農業の話題の中心、ニュースはやっぱりお米だと思います。昨年は、店頭から米がなくなり、その後、前例がない形で備蓄米が放出をされました。今年の生産量は、昨年よりも60万トン以上多いので、恐らく、今お米については十分な量が供給されていると思われますが、いまだ、例えば銘柄米の価格は5キログラム4000円を切ることはほとんどありません。この原因がどこにあるのか。国の生産量の目安の設定は正しかったのか。適正な価格は幾らで、今いろんな生産のコストが上がっていますが、これからも上がった分のコストをきちんと販売価格に転嫁できる仕組みをどうつくっていくのか。さらには、気候も今大きく変わって、生産も不安定になってい

ます。

様々な課題がある中で、国は令和9年度から新しい水田政策を始めようとしていますから、その上で三重県はどうしますかという質問をすると、これはいきなり枠屋部長にお答えいただくことになるので、今日はここは我慢をして、また別の機会に伺いたいと思います。

それで、米以外にも様々な日本の農業を取り巻く課題がある中で、これからもこの国に農業を残していくのに必要なものが二つあります。

一つは農地です。農業をやるために農地を守る。そして農地を守っているのは農家の皆さんですから、農地を守る農家を政治が守る、再生産可能な仕組みをつくる必要があります。ただ、ここもそれぞれ聞いていくと、やはり枠屋部長にお答えいただくなることになるので、今日はここをもう少し大きく捉えて、農家の皆さんのが農地を守り、米を作る。そして、この食料を生産・供給するという役割だけではなくて、私たち国民全体の毎日の生活や経済の安定にとって切り離すことができない重要な役割を持っている農村をどう守るのか。特に人口が減少する中で、とりわけ過疎が進む農村をみんなで守る、農村とその暮らしを守るということが私たちの食と命を守る、そういう思いで質問をしていきたいと思います。

そこで、まずは農村を取り巻く情勢について確認していきます。

まず、人口です。（パネルを示す）農村にはそもそも決まった定義があるわけではありませんので、ここでは国勢調査の人口集中地区を都市、それ以外を農村というふうにしています。

国勢調査によると、令和2年、2020年の人口は5年前と比べて、都市で1.6%増加したのに対し、農村では5.9%減少している。そして65歳以上の人口は、都市の25%に対し、農村では35%となっていて、農村では人口減少と高齢化が並行して進行しているということがまず確認できます。

そして、農村の人口減少と高齢化についてもう少し詳しく見ていくと、（パネルを示す）この農業地域類型別の人口構成の変化は、平成12年、2000年からの20年間で平地農業地域で10%減少したのに対し、中間農業地域では

18%減少、そして山間農業地域では30%減少している。また、65歳以上の人口は、平地農業地域で33%、中間農業地域で37%、山間農業地域では42%ということで、同じ農村でも、特にこの中山間地域において人口減少と高齢化が進んでいるということがお分かりいただけると思います。

そこで、まず、知事に質問をいたします。

2年前の私の県議会での初めて的一般質問で、一見知事の農業観についてということで、知事が政治家として農政にどのように取り組むのか、農業の基本的な考え方について質問をしました。あのとき、知事は崇神天皇の農は天下の大本というお言葉をお引きになって、農業は国の基本で、食料をどのように確保していくのかは大変重要だというお話ををしていただきました。

先ほど私が申し上げたように、食料の安定供給は政治の責任ですが、その大本である農業は今、いろいろと課題があって、それに対してどうしていくのかというと、少し大ざっぱに言うと、農地の集積と集約を進めるであるとか、高収益作物への転換、スマート農業の推進、また、輸出拡大による需要の創出ということで、ここは当然しっかりとやっていきながら、一方で、ここにばしつとはまらんところをどうしていくのか。

例えば、日本の農地の約4割は中山間地域にあります。農地の集積と集約を進める上では、平地と比べるとやはりいろいろと課題があって難しい。ただ、4割も中山間にありますから、食料の安定供給を考える上では、この中山間地域を含めた農業と、また、それを支える農村とその暮らしを守る必要があると思います。

そこで、農村観という言葉は恐らくないと思いますが、農村についての知事の思い、農村の暮らしをどう守るのかということについてお伺いいたします。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 農村といったときに思い浮かべる風景というのがありますし、私の場合は二つあります。

一つは、私のふるさと、亀山市の川崎、太森町の太田という集落ですけど、

集落の周りを田んぼが囲んでいるという平地の農村の典型的な風景が、私の家から一歩前へ出ますと、うちは分家なので端っこに家があるんですけど、川の堤防までの間、田んぼがばつと広がっているんです。その風景をよく思い出します。夏の夕方、カエルが鳴いておる声も聞こえてくるような風景です。

もう一つは、フランス・パリの郊外にベルサイユ宮殿というのがあります。そこに、ル・アモー・ドゥ・ラ・レーヌという、王妃の村里という意味なんですけれども、非常に感じのいい里、理想郷な農村の風景があります。これはルイ16世の王妃マリー・アントワネットのために、18世紀に造られたもので、今多くの観光客が訪れている場所であります。

農村というのは、恐らく大きく言うと二つの機能を持っているんだと私は思っています。一つは、食料の生産基地です。これは昔も今も変わらない。そして二つ目が、職住近接であることに由来する生活共同体の機能であるというふうに思っています。これは時代とともに変わっていくと思います。

実は、皆さん御案内のとおり、マリー・アントワネットはフランス革命で首を切られました。なぜか。民衆が苦しんでいるのにぜいたくをしたからだと言われております。

実は、当時から農村の風景はマリー・アントワネットが好んだ理想郷のような形ではなくて、むしろゴッホの絵にあるような、オーヴェル・シュル・オワーズの小麦畠のように大規模になっていたんです。にもかかわらず、理想郷のような里村の風景を造って、そこで遊んでいたということが民衆の怒りを買ったんだと。

時代とともに、農村の形は変わってくるというふうに思っています。今、日本の農業は、議員御指摘のように岐路に立っています。人口がどんどん減っていく、担い手はどんどん減っていく、今お示しいただいた資料のとおりです。また、米の価格も近年上がっている。これは私どものような、私は自給農家ですけれども、特に販売農家にとっては、これはプラス方向に働いておると思います。適正な価格はどこなのかというの、これから恐らく国

でも議論をしていくことになると思いますけれども。

今の時点で農業を守る、持続可能な農業、産業としての農業を守るために、農村の形、もっといと、畑とか田んぼの形がどう変わっていかないかんかというと、これは農林水産省も言っていますけど、集約化をし、大規模化をする必要がある。そして、担い手も今までの家族経営から企業経営に変わつていかなければいけないということを言っています。

これは我々、三重県も実はその方向で進んでおります。他県に比べると販売農家の数は減っていますけれども、大規模な農家の数は増えておるわけでありますて、農林水産省は先月28日に、ついこの間ですけど、2025年農林業センサスを発表しました。これも皆さん、もう御案内のとおりでございますが、自営農家は2020年と比べて25%も減少しています。34.2万人の減少です。また、これは1985年以降最大の減少幅であります。また、高齢者の離農も進んでいまして、ただし集約化が全国でも進んでいます。20ヘクタール以上の農家が5割超でありますし、そして1経営体当たりの面積も0.6ヘクタール増えています3.7ヘクタールと、大規模化しているというところでありますて、私が小さい頃に見た田んぼの風景というのも今大きく変わっているというのが現状であります。

したがって、そこでの担い手、農業を行う人たちもかつての兼業農家、今もありますが、兼業農家から自営農家に移り、これは販売農家とも呼ばれていますが、それから集落営農というような組織になっていき、農業法人、こういう形で変わっていかざるを得ないのかなというふうに思っているところであります。

田畠にはいろんな機能があります。洪水のときの貯水ダム的な機能、これを言われると、農業をやっている我々としてはつらいんですけど、でもそういう機能もあるということを国では言っておりますので、あるのかもしれないんですが、一番大事なのは、やっぱり農業生産を、持続可能な形で生産量を上げていくということだと思っています。

県では、米価が上がる前、これに先立って三重県の農業をしっかりと考えて

いこうということで、議会からも御指摘をいただいて計画もつくっていますし、それに並行して、全国の進んだ農業をやっておられるところからもヒアリングをして、どういう形が望ましいのか、これ、米だけではありません。野菜もそうですし、畜産もそうですし、果樹もそうですし、そういうものをきちんと議論しようということで今、懇話会というのを始めているところでございます。

いずれにしても、農業に従事する人たちが一番働きやすいように、そして、おっしゃるように、一番難しいのは大規模化がしにくい中山間地なんです。ここをほっておくと荒れ地、休耕地、放棄地になっていくので、それをどうやって回避していくのか、これは大きな課題ですので、しっかりと議論していきたいと思っています。

〔8番 辻内裕也議員登壇〕

○8番（辻内裕也） 知事、ありがとうございました。

今、御答弁いただいて、改めて農業は国の中核だということと、それを支える農村とその暮らしを守るということについて御答弁いただきました。

今、知事にも少し触れていただきましたけれども、次に、農村の人口が減るというのはどういうことなのか、どういった影響があるのかということについて見ていきたいと思います。（パネルを示す）これは総戸数が9戸以下の農業集落の割合ということで、つまり一つの集落にあるおうちを全部数えても10戸もいかない、9戸以下の農業集落の割合です。

これを見ていくと、中間農業地域では令和2年、2020年に7.9%、山間農業地域では2000年に8.8%であったものが、その20年後、倍増以上の19.9%ということで、今や山間農業地域の約2割が9戸以下ということになります。

それでは、このことがどういった影響を与えているのかというのがこれで、（パネルを示す）例えば、農地の保全であるとか、農業用排水路の保全といった集落活動の実施率は集落の戸数が10戸を切ると急激に低下していくことで、やはり食料安全保障の観点からも、農村の人口の減少をどう食い止めるのかということが今最大の課題となっています。

そこで、人口減少は自然減と社会減ですが、この農村の人口の減少を考える上では、農村から人口が流出しているという社会減に、より目を向ける必要があると思います。特に、若い方が進学や就職を機に地域の外に出ていくとなかなか戻ってこられない。まして、地域外からの移住はなお難しいということで、やはり農村からの人口の流出を食い止める必要があります。

そこで、もう今まで何度も御答弁いただいておるとは思いますが、改めて農村を含む過疎地域からなぜ人口が流出するのか、その要因と、これまで何をやってきた、これから何をやっていくのかということについて御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（生川哲也） 農村を含む過疎地域における若者の人口流出についてお答えいたします。

現在の県内の過疎地域の状況でございますが、10市町で14地域ございまして、過疎地域の人口は昭和55年から令和2年までの40年間で38.7%減少し、今後もその減少傾向が続くと予想されております。

また、令和2年における15歳未満の年少人口が8.5%、65歳以上の高齢者の人口が44%と、過疎地域におきましては少子・高齢化の傾向は県全体のそれよりも高い水準で推移しております。

若者が都市部に転出する要因としましては、国等の調査結果によりますと、若者が希望する進学先や就職先が少ない等の理由が挙げられております。

また、有識者からは、過疎地域では都市部に比べて女性の役割が固定化されているかもしれないため、多様性を尊重するような意識改革が必要といった御意見もいただいておりまして、このことも女性が都市部に転出する背景にあると考えております。

県では、三重県過疎地域持続的発展計画に基づきまして、過疎地域の主要産業である農林水産業の振興、移住・定住等の促進による人材の確保など、地域ごとの実情に留意しながら様々な施策を展開しております。

取組を進めるに当たりまして、若者や女性の県外への転出は重要な課題と

認識しており、現在策定を進めております次期過疎計画では、県内定着に向けて、より多くの取組を進めていくこととしております。

次期計画では、転出の要因となっている、希望する就職先が不足していることにつきましては、新たな就職先の創出に取り組むとともに、若者や女性が働きやすい職場づくりを進めるために、働き方改革に取り組む企業への支援等を行います。

また、若者や女性の県内定着に向けましては、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる社会や職場環境づくりを進める必要があり、県民や企業等への意識啓発に取り組んでまいります。

さらに、県外からの移住促進の観点からは、多様な人材の確保として、地域おこし協力隊の農林水産業への従事や、地域資源を活用した商品開発などの取組を支援してまいります。

引き続き、人口減少が続く中でも、若者や過疎地域に住む全ての人々が元気に生き生きと暮らすことができるよう、市町と連携して取り組んでまいります。

[8番 辻内裕也議員登壇]

○8番（辻内裕也） ありがとうございました。

これは最後に読もうかなと思ったんですけれども、過去の会議録です。ちょっととはじょって読みますけれども、過疎は、人口流出こそが問題の本質、その地域に生まれた子どもが残れるようにすること、それが優先順位の第1位である。これは村林議員の一般質問です。

私の地元にも中山間の地域はあります。幸い、まだ9戸以下の集落はありませんけれども、おおよそ15年前、私が市議会議員に初めて当選したときと比べても、若い方が減って過疎が進んだ地域があります。私は地域の皆さんからも応援していただいて今日ここにいますので、やはり自分が生まれ育った村でいつまでも暮らせる仕組みをつくりたいと思います。

ただ一方で、こうした皆さんのは思にはこれからも応えながら、今御答弁いただいたように、答えは簡単ではありません。残念ながら人口は減ってい

きます。人口が減るのは農村だけではありません。東京以外はほとんど減る。であるならば、これは本当に不本意ではあるんだけれども、農村の人口は減少するということを前提に、その機能の維持を図って、食料の安定供給の体制をしっかりとつくっていくということを考えるのが政治の責任だと思います。

そこで、農村の人口が減少するということを前提にした場合、どのようにこの機能の維持を図っていくのかということについて、ここは農林水産部から御答弁いただきたいと思います。

○農林水産部長（枠屋典子） 人口減少、高齢化が進んでいくことを前提にということで、農村の集落機能を維持して次の世代に継承していくためには、農村地域におきまして、移住者や若者、民間事業者など、多様な人材を呼び込むとともに、農村の様々な地域資源を活用した所得の向上と雇用の創出、それから生活の利便性の確保に取り組むことが必要だというふうに考えております。

このため、農村の有する豊かな自然や景観、建造物、食文化などの地域資源を生かした地域ビジネスや農山漁村滞在型旅行、農泊など、経済活動につながる取組を推進するとともに、複数の集落が協力して地域資源の保全や活用と併せて生活扶助に取り組む農村型地域運営組織、これ、農村RMOと申しますが、その立ち上げの支援を行っております。

今後も、農村の地域資源の保全・活用による雇用機会と所得の確保、それから安心して暮らせる生活環境の整備、これを進めることにより集落機能の維持につなげてまいりたいというふうに考えております。

[8番 辻内裕也議員登壇]

○8番（辻内裕也） ありがとうございました。

この質問は今のやり取りで答えが出るようなものではないと思います。RMOの御紹介もありましたけれども、まずは、やはり農村の役割であるとか、農村を取り巻く情勢についての正しい知識をみんなが持つことだと思います。みんなの農村ですので、これからもみんなでどう守れるのかということをしっかりと考えていきたいと思います。

この項目、関連してさらに二つ伺います。

農林水産部と県土整備部に質問します。

草刈りです。草刈りは今物すごい大変で、今日の質問も地元から、おまえ、これだけは絶対に言ってこいよと言わされてきました。

今、集落の共同活動と総戸数の関係についてお示しをしましたが、（パネルを示す）これは1農業集落当たりの農家率ということで、今から60年以上前は集落当たり約6割が農家であったものが、今や94.2%が非農家となっています。

それで、このことは、これまで集落の共同活動で守ってきた、例えば農道とか水路とかため池の管理が今難しくなっています。もちろん国の多面的機能支払交付金の制度はありますが、そもそも集落に住む人の数が少なくなつて高齢化していますし、非農家が増えていますので、そこに参加する人数を確保することが難しくなっています。

そこで、御紹介したいのが新潟県津南町です。（パネルを示す）米どころの新潟県津南町では、今年度この畦畔管理支援事業として、地域の田んぼを守っている、いわゆる担い手が畦畔の草刈りを地域住民に依頼した際に発生する時給を補助する制度を始めまして、地域のみんなで田んぼを守る後押しとなることが期待されています。

そこで、三重県においても地域の実情に応じた支援の創設をお願いしたいと思いますが、農林水産部のお考えを伺います。

あわせて、県土整備部にも質問します。

まず、県管理道路の除草については、この一、二年、特に予算をしっかりと確保していただいて、地元の桑名建設事務所へ相談に伺っても、いつも大変丁寧に対応いただいておりまして、改めて部長にもお礼申し上げます。ありがとうございます。

それで道路除草は、道路の交通安全の確保と景観に配慮して、優先順位をつけて実施をしていくというのが県土整備部としての基本的な考え方であるとは思いますが、ぜひ併せて、良好な生活環境の確保という観点からも御判

断をいただきたいと思います。

今、まだ一部の地域では、例えばカムシであるとか野生鳥獣による農作物への被害が広がっておりますので、こういった点にも配慮いただいて柔軟な対応をお願いしたいと思います。ここについては、県土整備部と農林水産部とで、協議とまではいいませんが、情報共有する場は一度しっかりと持ていただきたいと思いますので、以上、農林水産部と県土整備部に質問いたします。

○農林水産部長（枠屋典子） それでは、御紹介いただきましたように、地域でのり面の草刈りなどの地域活動を行う方たちが減少している中で、どのように人を確保していくかなんですかけれども、県ではこうした草刈りなどの地域活動を行う組織と外部団体とのマッチングを行うなど、学校とか企業、それから非農業者などの参画を促しまして、活動の継続をまず図っているところでございます。

農地のり面の草刈りなどの地域活動は、農業生産活動にとって必要不可欠であることから、引き続き、多様な主体の参画を進めていきたいと考えておりますし、地域の実情に沿った除草などの支援、ただいま議員から御紹介いただきました先進事例も参考にしながら、そういう活動組織が行う草刈りに対して活用できる制度、多面的機能支払交付金というのも御紹介いただきましたが、これの拡充などについて国にも要望していくなど、地域活動の継続につなげてまいりたいというふうに考えております。

○県土整備部長（藤井和久） 議員御案内のとおり、道路管理の目的は安全かつ円滑な道路交通を確保することであり、道路除草につきましても、予算に限りがある中、安全かつ円滑な道路交通を確保する観点から優先順位をつけながら実施しているところでございます。

一方で、住民の皆様からは様々な御要望をいただいており、道路管理に対して、防犯や獣害対策などの観点から良好な生活環境の確保への期待があることは我々も認識しているところでございます。

そのため、道路管理者として、安全かつ円滑な道路交通の確保を最優先と

しながらも、地域の皆様方の声に十分に耳を傾けながら、適切に道路除草を今後も進めていきたいと考えております。

〔8番 辻内裕也議員登壇〕

○8番（辻内裕也） ありがとうございました。また、それぞれ引き続きよろしくお願ひをいたします。

次に、食農教育について質問いたします。

今日のこの質問は、必ずしも委員会の関係で農林水産部以外に質問をしているということではなくて、何回でも言いますが、農業を守るということは、私たちの食と命を守るということであって、社会全体で守っていきたい、そういう機運をつくりていきたいという思いがあつて、昨年は教育委員会に学校給食で地場産物をどう使うんだという質問をしました。

今回の令和の米騒動は結果、私は一つよかったですと思うことがあって、それは、農家以外の私たちがこんなにお米やこの国の農業について考えたことはありませんでした。やはり物事を我が事として考えるということが大切で、それが今回は農家の皆さんへの感謝となりました。

この思いをより強くしたのが、先日の全国豊かな海づくり大会で読まれた、答志中学校2年生の生徒が書いた作文です。あの作文が聞いている人に感動を与えたのはまさにそこで、海や、その恵みに対する感謝であつたり、家族とか一緒に働いている人に感謝するという彼女のきれいで豊かな心を育んだのは、彼女の小さいときからの海とのやり取りで、海の恵みだったと思います。

そこで、三重県の子どもたちが農業との接点を増やして、農家や農業に対する感謝を育む教育をしっかりと展開していただきたいと思いますが、教育委員会にお考えを伺います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、農家への感謝の気持ちを育む教育について答弁させていただきます。

学校における食育では、食事の重要性、食品を選択する能力、食文化など

に加えまして、感謝の心を重視すべきポイントとしてしっかりと位置づけています。これは食生活が生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを理解し、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育もうとするものです。

県教育委員会では、国の食育推進基本計画で定めた6月の食育月間、それから毎月19日の食育の日に合わせまして、重点的に食育の普及啓発活動を行っています。

各学校においては、地域の方を講師に招いて稲作体験を行い、収穫後に感謝の会と名づけたおにぎり試食会を行う取組や、給食で地場産物の活用について紹介する取組など、生産者を意識した仕掛けや働きかけを行っています。

また、こうした食育月間や食育の日以外でも、農家が抱える課題や努力を知ることで、身の回りにある生産物への感謝の気持ちを育む学習を行っています。

例えば、小学校では、社会科の授業で地域の農家と連携し、稲作や大豆の栽培・収穫体験等を行い、食をめぐる問題や従事者の農業への思いについて学習するなどの取組を行っています。中学校では、総合的な学習の時間を活用し、地元にルーツのある企業と連携して、柿農家の協力の下、傷があつて販売できない柿を活用した商品開発等に取り組むなどの学習を行っています。

今後も児童生徒の農家の方への理解や感謝の気持ちが深まるよう、地域や市町教育委員会と積極的に連携しながら、体験活動や出会い学習等を含め、多面的な取組を工夫してまいります。

[8番 辻内裕也議員登壇]

○8番（辻内裕也） 教育長、ありがとうございました。

この質問、あまり時間がないんですが最後、知事に質問をさせてください。

知事はよく、人口減少対策は特効薬がないので、エビデンスに基づいてできることを着実にやっていくんだというお話をされます。

そこで、最後にもう一度、若い方が東京とかに出ていくということについて考えたいと思います。

今、世の中にある結果は全て一人ひとりの人間の行動の結果で、そこにはその行動に至った要因があります。この問題でいえば、それは働く場の問題であったり、公共交通の問題であったり、ジェンダーギャップになります。

ただ、私はここにはもっと根深い問題があると思っています。それは何かというと、日本人が持っている成功像です。つまり、ええ学校へ行って、ええ会社へ入ってみたいのが、昔で言うと、故郷に錦を飾るということになります。今、学校でも社会でも多様性が大事だよとか言いながら、実はまだ多くの日本人はそこを目指しています。

そこで、我々が持つ成功像を体現したお一人が知事だと思いますけれども、知事は、高校を卒業して東京に行くときに、どういった思いで三重県を出たのか、そして大学を卒業するときに、どういった思いで三重県に戻らないということを決めたのか。あれから40年たった今、当時の御自分の決断を今どういうふうに思っていらっしゃるのかということと、あと、知事にはお子さんがおみえだと伺っていますけれども、子どもが進路を決めるときに、その親が持っている価値観が子どもの進路にどういった影響を与えるのかということについて、知事のお考えを伺いたいと思います。

○知事（一見勝之） 非常に難しい質問でありまして、親としては、子どもに楽な生活と言でいたらあれでけど、体は壊さんようにしながら収入がある程度ある、そういう生活を送らせたいなと思うんだと思いますけど、私は考えてみると、高校を卒業するときに親からどこへ行けやと言われたこともあまりないですし、大学を卒業するときにも、どこで就職せよというのは言われた覚えはないですね。何で大学を選んだかって、三重県は大学が残念ながら少ないので、県外に出る必要があるということで、本来私は西のほうの大学で文学を研究しようって、高校2年生まで思っていたんですけど、高校が進学校やったものですから、それよりは法学部に行けと言われて、そんなもんかなと思って法学部を選んで、ただ1年では行けませんでしたので浪人して大学に入った。その大学は当時、官僚養成大学みたいなところがありました。今はちょっと変わってきまして、コンサルタント養成大学になって

いますけど、官僚になってもええことがないので、官僚になる人はほとんどいなくなっていますが、当時は官僚養成大学なので、そこを出ると役人になるというのが流れだったので、そういうことかなと思っています。

そういう意味では、親の価値観を私が押しつけられたという思いはないですが、大学を卒業するときに、役人は給料が安い、民間のほうが給料が高いのでそちらへ行こうかなと思ったことがあって、それは相談したことがありましたけど、それよりは役人のほうがいいのと違うのと、国民のために仕事ができるのでって、この価値観だけは言われたような覚えがあります。

おっしゃるように世の中、もう価値観が多様化しています。私の卒業した大学も役人になる人はほとんどいません。なってもメリットがないからです。給料も安いし、それから批判もされるし、議会からも厳しく言われるという、無定限、無定量に働くといけない。価値観、変わってきています。

これは、その大学だけではなくて、実は三重県の移住の数を見ても、平成26年度には市町とか県の関与した移住者が125人ぐらいだったのですが、これが今はもう令和6年度の数字で850人ぐらいになっています。これ、年齢を問いません。だから、ある程度の年、40代、50代、60代になっても三重県に移住してくる人が増えて、必ずしも仕事、収入、楽だけではないかなというふうに思っています。

三重県の自然のよさというのに引かれてくる人もいる。ただ、先ほど農林水産部長が答えましたが、年齢にもりますけど、やっぱり生産年齢である以上は雇用がないといけないということです。ですから、農村の話にもつながっていきますけれども、農村は、生活共同体としての農村と、食料供給基地としての農村があって、究極どっちの機能が大事なのか、どちらがあれば人が来るのかということを考えていかなあかんかなというふうに実は思っているところでありますと、雇用の重要性というのは非常に大きいかなという気はしております。

〔8番 辻内裕也議員登壇〕

○8番（辻内裕也） 知事、ありがとうございました。

今の話は、もう随分前に県の職員にもこの質問とは全然関係ない場面で聞いてもらったことがありました。

私が、私と違って知事は本当に立派な方やと思いますって言ったら、県の職員はみんな優しいので、いやいや、そんなことありませんよと、辻内議員も知事に全然負けていませんよとか言っていましたけど、内心はそれは知事のほうがええわなと思っておると思うんですね。

私は昔から自分が勉強できやんかったからということもありますが、みんながみんな進学校の普通科に行って、ええ大学を目指して、そこで勝ち残った者だけが評価されるのではなくて、例えば、専門学校に行って、そこで学んだ知識や技術を持って社会に出た方もきちんと評価される、東京に行かなくても、自分が生まれたところで毎日家族のために一生懸命働いている人もみんなに認められる社会が、本当にみんなが幸せな温かい社会で、そういう国をつくりたいなと思っていつもこの仕事をしています。

会派のみんなでよく言うのですが、一見知事は、本当に立派な方なんだけれども、それだけではなくて、いつもいろんな立場の人の気持ちになって話を聞いて応えることができる、本当に気持ちの温かい知事で、そんな東京から帰ってきていただいた知事には、県民の皆さんも本当に期待をされておるというふうに思いますので、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、人口減少社会における農地利用について質問します。

実はここが一番今回の質問で難しかったところで、どういった切り口で質問していくと、最後、自分が考えているゴールまでたどり着くのか、その構成に苦労しました。

それで、結局事前のやり取りではゴールまで行かなかつたので、自分でもこの質問がどこに行くのかよく分かりません。

私の立場は、農業の基本は農地なので、農地を守りたいという思いです。国も、改正された食料・農業・農村基本法で、食料安全保障の根幹は人と農地の確保だとして、例えば農地の総量確保のための措置の強化や農地転用に係る手続の厳格化、また、農地の権利取得の厳格化といった農地の確保、適

正利用に係る措置を強化しています。

一方で、ここまで見てきたように、人口は減ります。人口が減るということは、我々が必要な食料の量、食料要求量も減ります。もちろん、一層強化して、国内の生産基盤を確保するという考え方もありますが、いろいろと課題もありますので、ここは単純化して、この先、人口が減ることを前提に、どれぐらい農地を確保する必要があるのか、説明をお願いいたします。ここは制度ですので、農林水産部に説明を求めます。

〔枠屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枠屋典子） それでは、農地の総量確保に向けた考え方について御答弁申し上げます。

農地は食料の安定供給を支える重要な生産基盤であることから、国、市町、農業委員会等と連携し、農地転用許可制度等を適切に運用することで、優良農地の確保に、今、取り組んでおるところでございまして、国はこの食料安全保障の強化に向けて、農地関連法令を改正し、農用地等の確保等に関する基本指針を変更しております。

この中で、令和12年度の食料自給率45%の目標、これを実現するために確保すべき農用地ということで、令和5年の農用地面積396.7万ヘクタールに対しまして、令和17年に390万ヘクタールを確保するというような目標の設定変更を行いました。先ほど御紹介いただきましたように、農地転用許可に關係する基準も厳しくするなど、優良農地確保に向け、取組を強化しているところでございます。

県におきましても、国の基本方針に示されている目標設定基準に基づきまして、令和8年度を目途に農用地面積の見直しを行っているところでございまして、設定した面積を確保するよう、農地転用許可制度等の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、市町、農業委員会など關係機関とともに農地関連法令を適切に運用し、優良農地の確保を通じて食料の安定供給につなげてまいりたいと考えております。

〔8番 辻内裕也議員登壇〕

○8番（辻内裕也） ありがとうございました。

今の答弁でまず押さえておくのは、国は食料生産の基盤である農地の総量確保と適正利用のための措置を強化していくということです。

私も同じく、農地は農地として守りたいと思っていますが、ただ、必ず人口は減っていきますから、この農地の利活用についても人口が減少するということを前提にした視点が必要だと思います。

そこで、農地の農業以外の利活用にはどういったニーズがあるのかというと、例えばその一つが産業用地を確保するために農地転用を進めたいというニーズです。

そこで、三重県にもあるこのようなニーズを踏まえて、今、農林水産部長からお答えいただいた國のくくりがある中で、雇用経済部としては、このニーズにどうやって応えていくのかということについてお伺いいたします。

○雇用経済部長（松下功一） 先ほど農林水産部長から申しましたように、農地は食料の安定供給を支える重要な生産基盤であると、これは言うまでもないことですが、そういったことから産業用地への転用は原則認められておりませんが、国の特例制度がありまして、これにより、周辺の農地利用に支障がないことなど一定の条件を満たす場合には、農地を産業用地へ転用することはできます。

したがって、企業から新規投資を行うに当たり、農地転用が必要になるとの申出があった際には、農林水産部や市町の担当課など、関係機関に相談しながら対応していきたいと考えております。

〔8番 辻内裕也議員登壇〕

○8番（辻内裕也） ありがとうございました。

ここから先はどうやって進めていくのか決まってないんですけど、農地の総量確保というくくりがある中で転用が可能となるケースについても今お答えいただきました。

ただ、これは当然ハードルが高いとも聞いていますので、この制度をもつ

て、今あるニーズに応えられるのかというところに私は課題意識を持ってい
ます。

それで、私は農業族議員になりたいので、農地は農地として残したいと思
います。ただ、国に強い農業をつくるということは、単に農地を残して農業
だけを残すということではないと思います。農家がつくったものを、一方で
買う力が国の中になければ農業も強くなりません。

であるならば、人口が減少して我々に必要な食料が減るということを前提
にすると、必要な農地、優良な農地は当然しっかりと確保して、そこに金もつ
ぎ込んで、農地の集約も基盤整備もやった上で、そのほかの農地については
農業以外の利活用を考えるということが、国全体の富をつくって農業も強く
すると思いますが、どうですかって最後に聞いて答えが返ってくるのが私の
シナリオだったんですけども、どこが答えるかというのがやっぱり難しき
かったです。

そこで、以前、知事がどなたかの一般質問に対する答弁で、職員の答弁に
限界があるのは与えられた権能の中で答えるから、おのずとそこには限界が
あるんだというお話をされていました。ということで、私がこれ以上の答弁
を求めるなら、もう最後、知事に伺うしかないので、知事から返ってくる答
えは私の考え方に対してノーでもいいので、人口減少社会における農地利用
についての知事のお考えを伺います。

○知事（一見勝之） 県で農地面積の目標設定、今議論しているといふことな
ので、私もしっかり議論していきたいと思いますが、農林水産省が出した令
和17年に390万ヘクタール、これも実は中身を見ていかんとあかんのですよ
ね。米作りで必要な農地と、それから園芸作物で必要な農地とは違いますの
で、あとは牧畜でも違います。そうすると、三重県は農業の中の比率をどん
なふうにしていくのかというところからも議論せなあかん。

私たちが小さい頃に言われたのは、うちも農地がありますけど、それを売っ
てしまうのはあかんでと言われています。これは先祖代々言われています。
先祖代々といつても、農地改革の後に土地を持っているので、そんなに江戸

時代とかまで遡って、多分うちは小作農ですから、土地を持っていたわけじゃないんですけど、土地を売るのはたわけであるというようなことを言われています、それはあかんというふうに言われておりますけれども。

大事なのは、議員がおっしゃったように、三重県がこれからどんな形で、特に県の組織ということではなくて、県民の皆さんができるやつて豊かな生活を享受するかということで考えていかなきやいけないということだと思ってます。

したがって、農地というのは必要ですけれども、だけど、そこにそれ以上に必要な産業地があった場合には、特例もあるようでございますので、議論して考えていくと。恐らく個別に考えていくということになりますので、農地に最後まで固執するということではないと。ただし、農地というのは非常に重要なものだということを念頭に置きながら議論していくということだと思っております。

〔8番 辻内裕也議員登壇〕

○8番（辻内裕也） ありがとうございました。

残り2分ということで、多分2分ではお答えいただけないかなと思いますので、最後、私のほうから少し感想を述べて終わりたいと思います。

先日も藤原岳で下山中の登山者の前に熊がいるということで、110番をして、山岳警備隊が出動して無事に下山をしたというニュースもありました。

今、熊被害は全国でも広がっておりますけれども、この駆除活動に当たっては大変危険な場面も想定されますので、そこに参加される隊員の方の安全の確保には万全を期していただきたいというふうに思います。

いつも熊だけじゃなく、三重県の治安を守っていただいているのは警察官の皆さんですから、今回発生する予算についても十分な確保をお願いしたいと思います。

企業誘致については、企業誘致に伴うプロモーション活動の強化について質問をしようと思っておりましたけれども、今、全国的にもこの企業誘致の活動が大変活発化する中で、やはり最初の取つかかりであるプロモーション

をどう強化するかというのがその後の勝負の分かれ目になつたりいたしますので、ぜひこの強化もお願いをしたいというふうに思います。

2月定例月会議の予算決算常任委員会の総括質疑も質問の時間をいただいているというふうに聞いておりますので、またそこで、今日のこの2問については改めて質問させていただきたいと思います。

せつかく答弁書を作つていただいた職員の方には申し訳なく思つておりますけれども、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

終わります。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。35番 東 豊議員。

[35番 東 豊議員登壇・拍手]

○35番（東 豊） 皆さん、おはようございます。今日は令和7年12月1日ということで、11時と、午前中の一般質問は久方ぶりでございます。大変緊張して臨みたいと思います。

先ほどの辻内議員の質問は、声はなかなか聞き取りにくかったんですが、非常に耳をそばだてて、注目して知事の答弁を聞かせていただきました。通告にあったかなかつたかは別として、人となりもよく分かりましたので、いよいよ一見県政2期目の取組についてお尋ねをしたいというふうに思います。

特に、私も住んでいるところが本当に南部の田舎でございますので、ふるさとの風景を思いながら、振興策にどう取り組めばいいのかという観点を主眼にお聞きしたいというふうに思っています。

会派草莽、東紀州選挙区選出の東です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2期目は、何事においてもそうだと思うんですが、1期目よりさらに腰を落ち着けて課題に取り組むということに期待をいたします。

また、三重県の課題は、日本全国における課題の縮図のようなものだというふうに私は思います。全国的な課題と同じように、地域課題解決の先鞭をつけていただくべく、ぜひ一見知事には、その意気込みで引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょっとだけ個人的な感想を申し上げますが、知事の取組姿勢というのは、非常に実務重視で、安定志向があるなというふうな印象でございます。しかし、挑戦する部分は挑戦をして、バランス型のリーダーというのが印象でございます。1期目で積み上げられた防災とか、インフラとか、計画の実績を土台にしつつ、人口減少や県の将来ビジョンに向けて、次のステップに移行しようという思いが感じられるところでございます。

しかし、一方では、これは弱点というかどうかは分かりませんが、少し強めたほうがいいなと思うところが情報発信力です。情報発信力において、あるいは特に人口減対策では、若年層向けの政策、施策というのをはっきり打ち出すと、いろんな形で希望が持てるようになります。そんなところで、少し核心的な部分も踏まえて、やや控え目なところの対応にとどまる可能性もあるので、その辺を補っていって、2期目の鍵、重要な課題に取り組んでいただきたいというふうに思います。

通告に従いまして、4項目について質問をしたいと思います。

一番最初に、人口減対策の中でも大きいテーマであります若年層の県内定着についてであります。

国の動向や県の人口減少対策の評価についてお尋ねをします。

令和5年に三重県人口減少対策方針を策定しました。取組のKPIについてお伺いしたいんです。特に、2月の一般質問でも同じような質問をさせていただいたんですが、地域的に、北勢、中勢、伊勢志摩、あるいは紀勢・東紀州と多様であります。人口減少、高齢化、交通、産業、雇用の状況はいずれもそれぞれに違います。特性がある。これが日本全国の課題の縮図だと私が感じているところのゆえんであるわけですが、特に、私ども紀勢・東紀州においては、人口減少が加速度的に進んでおります。若年層の流出、あるいは医療体制の維持など、様々な課題を抱えているのが現状でございます。

そのような中、国においては、もう先月になりましたが、11月に総理をトップとする人口戦略本部を立ち上げました。11月18日には第1回人口戦略本部が開催されたところでございます。国を挙げて人口減少対策を進めしていく体制が強化されたところであります。

本県においては、令和4年に人口減少対策推進本部を立ち上げましたし、令和5年8月には全国初となる人口減少対策方針、それまではいろんな形で人口減少に取り組まれてきましたけれども、まとめた形で策定をしていただいたなど、自然減対策、社会減対策を両輪として対策に取り組んできたところでございます。

そこで、先ほどの通告どおりお伺いしたいのが、国における人口戦略本部の立ち上げや、これまでの県における人口減少対策への取組の成果や効果をどのように評価しているのか、引き続きどのように取り組んでいくのか、知事のお考えをお尋ねしたいと思います。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） 人口減少につきましては、我が国最大の課題である。これは私の言葉ではありません。先月26日に全国都道府県知事会議が総理官邸で開かれましたけど、その冒頭の御発言の中で高市総理がおっしゃった言葉であります。それがあるので、人口戦略本部を設置してしっかりと対応していくということをおっしゃいました。これ、非常にありがたいなというふうに思いました。令和4年に入人口減少対策課を県庁の中につくり、そして、先

ほど議員からもお話を頂戴しましたが、全国初の人口減少対策方針というのを令和5年8月につくり、そして、三重県は、知事会を通じてありますけれども、国においてもこの議論をしっかりと捉えてほしいということを言ってまいりました。

例えば、後で話しますが、移住の話とかは、県が一生懸命やらなきやいけない話なんですが、東京一極集中をどうするかというのは、地方が幾ら歯ぎしりしても答えは出ないです。

加えて、出生率をどうしていくかということ、これ、国全体の合計特殊出生率は1.15であります。三重県は、まだそれより、1.24ではありますけど、年々下がってきています。東京に至ってはたしか0.99が0.96に落ちておりますが、これをどうするかというのは、やっぱり国全体で考えていかなきやいけない。ドイツは成功した時期がありますので、そういうことをずっと言つてきました。人口減少対策の司令塔をつくってください。これ、三重県発の提案で、知事会の提案にもなって、国にもその声が届き、そして、私は今回、三重県庁の職員が要望したその気持ちが国に届いて、人口戦略本部ができたものだと思っています。

本部をつくるだけでは実は駄目で、やはりそれを日々検討して、具体的な施策をどうやっていくのかというのは、これはやっぱり役所がいるので、今、三重県では、防災庁のような人口減少対策庁のようなものをつくっていただく必要があるんじゃないか、たとえ人数は30人でも40人でもいいので、役人というのは、組織をつくって、テーマを与えると、仕事をしますから、それを今、お願いしているところでございます。ただ、人口戦略本部という成果はできたかなと思っています。

加えて、三重県が今、各部局、一生懸命努力をしていまして、人口減少対策方針に掲げている目標を達成しようということで、幾つかやっています。例えば、男性の育児休業の取得率は、令和4年度は9.4%でしたが、令和6年度は32.7%、これは世の中が変わってきたというのもあるのかもしれませんけれども、一生懸命県庁からも働きかけていると、その結果かなと思って

います。

それから、先ほど辻内議員の御質問に対するお答えの中で申し上げましたけれども、三重県の移住者の数は、平成27年度、10年前は124人、これは企業の異動者を含んでいない数字ですけれども、令和6年度には846人ということで、約7倍に増えているというところがあります。これも担当部局が移住を促進するということでやってきた結果かなというふうに思っているところであります。

それで、情報発信力、これは私も発信していかないかんなというふうには思っているところでありますが、三重県全体、情報発信力が弱いところがありまして、これではいかんということで、人口減少の関係でいいますと、昨日、実はJR名古屋駅で、昨日だけではありません、その週全体でやりましたけど、三重県の、取りあえず北勢に限って試行的にやっていますけど、北勢に移住してくださいという移住フェアのようなイベントをやりました。そこで注目はある程度集まったかと思っていますけれども、実は、名古屋駅にいろんなプロモーションのツールを出したんですけど、まだなかなか目を引いていないなというのがあって、次回、次々回、またそれを変えて、さらに情報発信力を強化していかないかんなという思いもあります。ただ、やってみることが大事で、それを変えて、より効果的なものにしていくということが大事だと思っています。

人口減少については、議員御指摘のように、地域による違いがあります。今、人口減少を担当している課、それから実際に移住を担当している課は、地域の特性を見ながら、より効果的な手を打っていかないといけないという考え方を持っておりまして、それをこれから具体的に実施していきたいというふうに思っているところです。

いろんな効果は出ていますが、まだジェンダーギャップの指数が低かったりとか、そういう点もあります。特に、先ほども雇用が大事というふうに言いましたが、移住をしていただくには雇用がとっても大事なものですから、それとのセットで、どんな形で移住者を増やしていくのかというのは、じつ

くり腰を据えて議論せないかんなと思っています。腰だめの数字ではなくて、今までの実績がこうなので、ここをこう変えたら、こういうふうに変わっていく、そういうような移住の関係の計画づくりもこれからしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。

[35番 東 豊議員登壇]

○35番（東 豊） 御答弁ありがとうございました。

結構長くお話しいただきましたので感謝申し上げますし、引き続き、情報発信力は大事でございます。

その中で、特に人口減少対策の施策の中で、高等教育機関の魅力向上についてということでお尋ねをしたいんです。

これは、令和5年10月に有識者会議の結論が出されました。特に三重県南部を中心に、松阪市から以南の方々の強い要望もあって、県立大学の設置について要望があり、検討会を開かれて、有識者会議も何回か行われて、結局、結論は新たに県立大学を設置しない、しかし、設置以外の方策に注力し、県内高等教育機関の魅力向上につながる取組への支援をするとの方針を明示されたところであります。その後の支援の成果と状況についてお尋ねをしたいんです。

ちなみに、少しデータを取ってみますと、令和6年度のいわゆる県内高校生の約8割が県外の大学に進学します。そして、県外大学の大学生が県内へ就職で戻ってくる、Uターンですが、その割合が約3割となっていると。

今、知事も働く場所、雇用というところに着目されていらっしゃいますけれども、そんなような観点、それから県内の高等教育機関、13とか14とかあろうかと思いますが、充足率、いわゆる定員割れの問題もございます。もちろんそれぞれの高等教育機関のカラーがございますので、私学の建学の精神もございます。一概にどうという議論をすることは控えますけれども、しかし、いずれにしても、県内大学への進学率を高める必要がある、充足率を高めていく必要があるということで、例えば、高等教育コンソーシアムみえとか、三重創生ファンタジスタとか、リカレント教育など、いろいろ取り組ん

でいらっしゃるかとは思いますけれども、そのことについて御答弁をいただければと思います。

〔長崎禎和政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（長崎禎和） それでは、県内高等教育機関の魅力向上につきまして御答弁申し上げます。

地域の高等教育機関は、人材供給や地域課題解決、それから教育機会の確保など様々な役割を担っております。県としましては、高等教育機関との連携を進めながら、人材育成や地域課題の解決に取り組むことで、高等教育機関の教育研究機能がより充実し、魅力向上につながっていくものと考えております。

本県では、平成28年3月に、先ほど議員に御紹介いただきましたように、高等教育の充実・発展等を目的としまして、県と県内の大学、短期大学、高等専門学校で構成されます高等教育コンソーシアムみえが設立されまして、地域で活躍する人材である三重創生ファンタジスタの養成、また、県内のリカレント教育を推進する取組などが行われております。

三重創生ファンタジスタの養成事業におきましては、学生の地域への関心を高める取組が行われて、平成29年度以降、4000人以上の学生が関連する科目を学修しております。現在、41の企業・団体が本事業への応援・支援をしていただいているという状況でございます。また、本事業を高校生等向けのパンフレットで県内就職に生かせる取組であるというPRをしていただいている大学もございまして、県内就職や県内入学の促進にもつながっているものと考えております。

また、リカレント教育につきましては、高等教育コンソーシアムみえを核としまして、産業界等も参画して運営されるリカレント教育プラットフォームみえにおきまして、教育プログラムが実施をされており、令和6年度には県内大学2校と連携し、従業員の健康管理を経営の視点で考える講座など3件が実施をされまして、民間企業の従業員など100人以上が受講されております。

こうした取組のほかにも、県では、各関係部局におきまして、高等教育の充実・発展につながる取組が進められているという状況でございます。

今後、県としまして、高等教育機関の魅力向上につながるよう、他県の取組事例を具体的に調査し、今後の取組に生かすとともに、県内の高等教育機関の魅力や、高等教育コンソーシアムみえの取組の一層の発信に努め、若者の県内定着を促進してまいりたいと考えています。

[35番 東 豊議員登壇]

○35番（東 豊） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

引き続き取り組むという御答弁ですが、先ほど充足率と言いましたけれども、高等教育機関の定数に対して何人の大学生がいるか、充足しているのかというと、およそ9割、93%ぐらいなんです。だから、7%はもう既に定員割れをしているという状況であります。引き続き取組をいただきたい。やっているだけではなく、本当に実数で評価ができるような取組にぜひしていただきたいと思います。

掘り下げ方が浅かったので、時間がなくて調査できなかつたんですが、SWOTという分析方法があるわけです。強みと弱み、機会と、それから脅威という、その4分析で、内部のことと、それから外部の要因と、それらをしっかりと、いわゆるエビデンスに基づく政策立案の必要性を強く感じるところでございます。

少し脱線をしますが、例えば自然減とか、社会減とかということになる中で、自然減、私は、妊娠、出産、育児、保育、教育というところの中のお話を若年の人たち、若い保護者の方とお話しする機会がございますが、あまり表に出てくるかどうかというのは、それぞれの個性かと思いますけれども、例えば、1人出産しました、2人目を産みたいと思います、ひょっとしたら3人目も産みたいと思うけど、旦那が言うのに、やっぱり教育費、子育てにお金がかかるよね。お金がかかります。そのとおりですと私はお答えをするんですけども、その一つが、いわゆる三子のハードル、二子のハードルとか、いろいろあるわけですけれども、特に南部は、例えば、通える高校が少

なくなってきた。もちろん高等教育機関はゼロ。南から通えるのは、松阪と伊勢にございますけれども、それ以外はほとんどが下宿、いわゆる独立した生活を送らなきやいけない。公共交通機関で通うことができない場所にあります。それにお金が非常にかかるわけです。もちろん県内に普通の公共交通機関で通学できる学校があれば、すごくやっぱり家計負担も少なくなるというハンデがあるんです。そんなようなお話を聞くことがあります。

それからもう一つは、それに対する奨学金の問題も話が出てまいります。奨学金も一定程度、南部についてはげたを履かせていただいて、特別な枠をつくって、返還についても支援をしていただくということでありますけれども、一旦県外に出ていって就職で帰ってきたときは、例えば奨学金を全額、今は何分の1かですけれども、支援をしていくと、免除しようという動きなんかは、これは情報発信力としては相当あると思いますし、例えば、子育てしたい、2人から3人子どもを持ちたいという御家庭にとっては、一つの福音になるというふうに思います。これは、予定原稿にはないので、今、感想で申し上げたところでございますので、また政策立案の中で、部長、よろしく御検討いただければと思います。

2番目に行きます。東紀州地域における医師の偏在対策についてというテーマで質問させていただきます。

三重県において、医療格差、格差という言葉は、知事はあまりお好きではないと思うんですが、いわゆる医療のアクセスや、医療資源の地域・診療科・機能間の隔たりがあると認識しています。

とりわけ東紀州地域においては、県北中部と比較して医療の格差があり、人口減少が著しい東紀州においては、患者数の減少、それから物価高の影響や診療報酬の問題などもあります。医療機関の経営は非常に厳しい状態だというふうに感じております。現状の医療体制を維持するためにも、医師の確保が絶対必要だというふうな立場で質問をするんです。

医療機関の厳しい経営状況の中、医師の確保に相当量の資金を投じることも難しく、悪循環の状況に陥っていて、医療難民地域となるのではないかと

地域の住民の不安が高まるばかりでございます。特に、山間部、沿岸部など、医療機関までの移動負担が大きい地域は、医療アクセス負担が大きく、人口減少、高齢化に拍車をかけている状況です。

ここで、映写資料を1枚出します。（パネルを示す）これは、厚生労働省が出している医師偏在指標に係るデータ集から抜粋をしました。三重県は、全国都道府県で34位、順位だけで申し上げますが、二次医療圏につきましては、北勢、桑員、三泗、鈴亀は330の医療圏の中で127位ということあります。ちょうど真ん中ぐらいですかね。それから、中勢伊賀が66位でございます。これ、津が入っているので、こういう順位になろうかと思いますが。それから、南勢志摩が110位なんです。東紀州が何と330二次医療圏域中262位ということで、10万人に対するお医者さんの数だけではなく、医療需要も勘案しての話だと思いますということです。

2枚目のパネルです。（パネルを示す）これを総合判断して、同じ厚生労働省のデータ集でありますが、可視化されています医師多数区域が中勢伊賀、南勢志摩がそういう形で、医師少数区域となっているのが東紀州医療圏ということになってございます。

そんなようなこともありますので、東紀州は最も深刻な区域、最優先の医師確保重点地域です。

このような状況を踏まえて、東紀州における医師の確保をどのように取り組んでいくのか、県のお考えをお尋ねいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 東紀州地域における医師の確保について御答弁を申し上げます。

まず、本県全体の状況でございますけれども、議員も図表で御紹介いただいたように、本県の医師の多い少ないを示した医師偏在指標では、国が示しておりますけれども、これは令和4年のデータに基づいておりますが、全国34位ということで、医師少数県として位置づけられております。

このことから、三重県医師確保計画を策定しまして、三重大学医学部地域

枠の臨時定員の確保、それから医師修学資金貸与制度の運用等により、総合的に医師確保対策を進めておるところでございます。

全国平均は下回っているんですけども、今までの過去10年間、平成24年から令和4年までの人口10万人当たりの医師数は着実に増加をしておりまして、197.3名から241.2名と43.9名増加しております。全国平均が35.6名ですので、それを上回って、伸び率では全国9位ということで頑張ってはきております。

令和7年度の臨床研修医数も154名が臨床研修医になっていただきました。三重大学医学部定員が125名ですので、それを上回っております。それから、専門医を目指す専攻医も102名に増加しているということで、医師数の確保に向けて取組を進めているところでございます。

一方で、東紀州におきましては、患者数の減少などにより医療機関の経営が非常に厳しいという状況になっておりますけれども、この地域における医療提供体制を確保していくためには、医師の確保が一層必要であると考えておりますし、これもパネルで御紹介していただきましたように、医師確保計画の中で医師少数区域に設定をいたしまして、尾鷲総合病院、あるいは紀南病院へ三重大学から地域枠医師を派遣しております。

また、県からは、自治医科大学の義務年限内医師を派遣するなど、医師の確保に取り組んでいるところでございます。

さらに、県では、昨年12月に国から提示されました医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに基づきまして、来年度に医師偏在是正プランを策定することとしております。より実効性のある医師偏在対策を総合的に進めてまいりたいと考えています。

このような取組を通じまして、県全体で医師確保を図るとともに、東紀州への医師派遣を促進するなど、医師の地域偏在の解消に向けて取り組んでいきたいと思っております。

[35番 東 豊議員登壇]

○35番（東 豊） ありがとうございます。丁寧な御答弁をいただきました。

最新の上昇率が9位だということで、大変御努力はしていただいているなどいうふうに思っています。

それこそ人口が少なくなり、医療需要が少なく見えるけれども、高齢者の数が増えてまいりますので、医療需要が増えてくるというふうな感じかなと思っています。ただ、感想ですけれども、単独医師の配置を求めるということも大事なんですけれども、医師のローテーションも含めて、あるいは、お医者さんの生活支援とか、それから専門医の後方支援、地域枠の組合せなど、既に取り組んでいらっしゃいますが、引き続き三重大学や各病院と連携しながら、ぜひ確実に具体的に進めていただけたらありがたいというふうに思います。

これも予定原稿ではないんですが、尾鷲市長が各地区との懇談会をやっています。多分、9回ぐらい、9地区かな、それは尾鷲市役所中心の旧尾鷲町内ではなく、いわゆる輪内地区と言われる各漁村があるところであるわけですけれども、そこで地域住民からの第一声は、尾鷲総合病院をしっかりと維持してほしいという切実なる声が皆さんから上がってきています。つまり、輪内地区から尾鷲市街に行くだけでも交通アクセスが必要なんです。尾鷲市街まで到着すると、だから一日仕事になるという話です。ですので、命の綱でありますので、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、3番目に移ります。副業・兼業人材活用の課題と今後の取組についてです。

県内の副業・兼業人材活用がこれまであまり進んでいない状況だというふうに思いまして、担当部に確認しましたら、相談数が非常に増えていると。これ、パネルを用意しました。（パネルを示す）去年と今年、相談件数がぐんと伸びたんです。ただ、オレンジ色の成約件数も伸びていますけれども、去年と比べて、今年はもう既に4倍になっています。これは、私もこの事業の説明会に事業者の中に入って聞かせていただいたんですが、とても有効な手段ではないかなというふうに感じたところあります。

一方で、これはいろんなPRをしているにせよ、なかなか進まない。相談

件数がまだまだ本当は増えてほしいわけですけれども、一方で、県内企業に関する人手不足の実態調査では、6割超の企業が、人員が不足、やや不足と認識しているところあります。人材確保の必要性は高まっている状況でございますというお話を。

これも、人材不足というのは、本当にどの業種も少ないわけですけれども、特にデジタル化への対応をした人材、あるいは省力化、DX、高度化を目指したいという中小零細、小規模の企業の方が三重県では多いんですが、いわゆる副業とか、兼業というのは大企業の制度だというイメージを持っていらっしゃるんじゃないかなと想像もできるわけです。

数年前からですが、大手企業が副業を積極的に取り組んで、許可を求める人が多くなってきたというところで、現在では、本業と競合しない分野であれば、多様な働き方の一つとして一般化されているというのも事実でございます。大手企業のスキルある人材が、副業として地方の企業を助けることで、やがて関係人口も増え、地域課題の解決につながると期待もできます。

そこで質問です。副業・兼業人材活用の促進について、これまでの取組も含め、今後の取組についてお伺いをします。

[松下功一雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長（松下功一） それでは、副業・兼業人材の活用に向けた現状と今後の取組について御答弁申し上げます。

県では、中小企業・小規模企業の労働力不足を解消する手段の一つとして、企業における様々な経営課題の解決に資する副業・兼業人材の活用に向けた支援に取り組んでおります。

具体的には、議員も御指摘のありました、ITとか、商品開発等の専門的なスキル・経験を有する人材とのマッチング支援に取り組むとともに、活用に必要な経費に対する支援も行っております。

事例を一つ申し上げますと、県内の食品関連企業が、県外企業で商品開発を担当している人材からアドバイスを受けまして、新商品のブランディングに取り組んでいただいたという事例でございますが、当初の見込みを超える

受注獲得につながったというような成果も出ていると聞いております。

一方で、今年度、県が実施しました事業所アンケート調査におきましては、想定している採用の対象者の分類としまして、副業・兼業人材と回答した県内企業の割合は8.1%にとどまっております。

この背景でございますが、多くの企業におきまして、副業・兼業人材を活用するメリットを感じていないといったこととか、あるいは、情報漏えいに対する懸念等があるというふうに考えております。このため、経営課題の解決に資する副業・兼業人材の活用の有用性でありますとか、制度に対する正しい理解、こういったものを促進していくことが必要だというふうに考えております。

こうしたことを踏まえまして、今後は、セミナーや個別相談会の開催に加えまして、優良な取組事例を紹介する動画等を活用した周知にも取り組んでいきたいと思っておりますし、あわせて、商工団体と連携しまして、活用ニーズの掘り起こしを進めることで、県内企業における副業・兼業人材の一層の活用につなげていきたいと考えております。

[35番 東 豊議員登壇]

○35番（東 豊） 御答弁いただきました。引き続き積極的に、本当に活用率がまだまだ少ないので、ぜひ増やしていってほしいなというふうに思います。

都市と地方、地域のつながりというところもあると思います。中長期的には、先ほどちょっと申し上げたんですが、関係人口の増加につながるのではないか、三重県をもっと知ってもらえるチャンスでもあるというふうにも思いますので、積極的に展開をしていただきたい、情報発信をしていただきたい、受け手のほうに、特に県内の中小企業にPRをしていただきたいというふうに思います。相談件数は増えているわけですが、確実に成約につながるように、必要な予算措置とか、それから、そのための国への要望も併せて積極的に行っていただきたいなというふうに思います。御期待を申し上げたいと思います。

続きまして、4番目になるんですが、熊野古道の保全と活用について、こ

れ、県議会議員になってからずっと取り組んできている熊野古道の課題について、改めて今回も質問をさせていただきたいと思います。

特に1問目は、熊野古道伊勢路の保全活動における取組と今後の課題についてというテーマでございます。

伊勢路は、東紀州が誇る世界遺産であります。地域アイデンティティー、観光振興、教育で極めて重要な資源であると私は考えています。

しかし、人口減少や高齢化による担い手不足、災害リスク、つまり豪雨とか、台風とか、土砂崩れとか、倒木の増大など、保全をめぐる課題は年々深刻化しています。保全活動は、単なる道の管理ではなく、東紀州の未来の文化、景観、誇り、経済を守ることに直結していると言っても過言ではないというふうに考えます。

そこで質問なんです。伊勢から熊野へのルートの中で、現在、世界遺産に登録されている東紀州地域と言いましたが、追加登録に向けた準備をしている沿線市町における保全活動、それから、当然伊勢から熊野ですから、通して歩く踏破ウォークというのを何回も、私も2回ほど参加をさせてもらいました。1回は、県議会議員になる前、それから県議会議員になってから2回歩かせていただいているんですが、おのずと東紀州までと、それから東紀州から後と雰囲気が違います。平たんなところを歩くのと、峠と、それから町なかを歩くというのと、おのずと違ってくるわけですが、保全の在り方と課題について県としての認識、東紀州地域とそれ以外のところ、つまり伊勢から紀北町までの間ですが、そのことも併せて一緒に取り組んではどうかという提案でございますので、御答弁をお願い申し上げます。

〔関 美幸地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（関 美幸） それでは、熊野古道伊勢路の保全活動における取組と今後の課題について答弁申し上げます。

熊野古道伊勢路は、世界遺産に登録されている区域・区間と、女鬼峠道など登録されていないところがありますけれども、これまで地域の保全団体による活動によって守られてまいりました。

しかしながら、南部地域における人口減少や保全団体の構成員の高齢化から、活動が停滞する団体も見られるなど、保全活動の担い手不足は、世界遺産登録されている区域、区間と登録されていないところの共通した喫緊の課題であるというふうに考えております。

県では、今年7月に三重県熊野古道活用プランを策定いたしまして、その中で、熊野古道の保全につきましては、伊勢路全体で保全団体による活動が継続できるよう、市町等と連携して持続可能な保全の仕組みを検討することとしているところでございます。

熊野古道の保全に係る南部地域振興局の取組といたしましては、現在、伊勢路沿線10市町、登録されている区間・区域があるないにかかわらずですけれども、この10市町におきまして、市町や保全団体が実施する保全活動に対する財政的支援、熊野古道サポートーズクラブ会員の保全活動への参画促進、子どもたちを対象とした保全体験・学習機会の提供などに取り組んでいるところでございます。

また、保全活動に必要な財源の確保についても課題となっていることから、ふるさと納税やクラウドファンディングなど、新たな財源確保策の検討にも取り組んでいきたいと考えております。

熊野古道伊勢路において文化的景観が保たれ、安全で快適に歩けることを目指し、伊勢路全体で保全活動が継続できるよう、熊野古道活用プランを踏まえながら、引き続き、市町や保全団体等と連携して、持続可能な保全体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

[35番 東 豊議員登壇]

○35番（東 豊） 御答弁いただきました。私は、初めて関局長の御答弁をいただきましたこと、大変恐縮ですが、頑張っていただきたいというふうに思います。

伊勢路は、今御答弁いただきましたが、県は基本的には支援をする立場で、どこを支援するかというと、各市町が取り組むことに対して支援をするという構図だと思います。そうなると、当然、市町の御判断によって、ここはこ

うだよね、こっちは違うよねというばらつきというか、それを横展開していく作業、いわゆる情報共有をしていくということが大事だと思います。行政区域を一つ越えると、違った取組をやっているケースもありますので、その辺は通して、一元化するような支援策をぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

これ、関連して追加で質問するわけじゃないんですが、感想で用意したのは、宿泊とか飲食、それから土産、交通、案内、ガイド育成、今まで養成をしてきましたけれども、地域のガイド養成、それから空き家の利活用とか、それから、圧倒的にやっぱり足りないのが小規模な宿泊施設です。通しで歩こうと思うと、やっぱりどこかで泊まらないといけない。沿線に、歩く人にとってはちょっとしたものを見えるということと、食べるということと、それから泊まる、これが圧倒的に足りていない、弱いところだと思います。

冒頭では言わなかつたんですが、伊勢路の強みとか弱みとか、そんなようなことを申し上げたかったかなと思いますが、今からそれをちょっと言います。

伊勢路の強みと弱みへの支援策についてとあります。これ、県としてどう認識しているのかということをお尋ねするんです。

強みというのは、世界遺産としての圧倒的ブランド力を持っています。特に海外旅行者、欧州とか、北米に評価が高いというふうに私は思っています。自然と文化の深い一体感があるところです。また、地域性が素朴で、本物の暮らし文化を感じられ、温かいもてなしが強みだと感じています。絶対的なブランド力を持っているということの中で強みというふうに捉えています。

一方で、弱みにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、大阪や東京からの最後の一歩の交通手段が不便である。ＪＲやバスの本数が極めて少なく、時間がかかります。

また、受入れインフラが不足しています。先ほどちょっと申し上げた滞在型の宿泊施設が少なく、スローな旅、歩き旅の需要の高まりが追い風ではあるんですが、地域の受入れ体制、これは、トータルでいわゆる多言語対応が

可能なランドオペレーターというのがいらっしゃらないんです。多言語のサポートも不足しています。商店の少なさなどが追いついていない状況が、いわゆる弱みだというふうに思っています。

これらの課題認識と支援策についてお聞かせをいただきたいと思います。

[関 美幸地域連携・交通部南部地域振興局長登壇]

○地域連携・交通部南部地域振興局長（関 美幸） それでは、伊勢路の強みと弱みへの支援策について答弁申し上げます。

熊野古道伊勢路は、祈り、安らぎを求める巡礼道であり、議員からもありましたように、歴史に育まれた独自の風土や自然があること、かつての善根宿に見られるような巡礼者へのおもてなしや思いやりがあることなど、世界遺産として評価されている本質的価値が最も大きな強みであると考えております。

この本質的価値に対する共感や信頼を得るために伊勢路の持つ強みを維持し、高めつつ、伝えることが必要でありまして、そのため、伊勢路の強みを生かした情報発信や魅力を伝える語り部の育成、古道の歴史、文化、自然を学習する機会の提供などに取り組んでいるところでございます。

一方、伊勢路を歩いていただく上では課題が様々ありますが、特に観光インフラ整備が大きな課題だと認識しており、中でも案内標識、トイレ、二次交通、宿泊施設、案内機能の五つを取り組む必要があります。

案内標識につきましては、表記が統一されておらず、老朽化や多言語化が未対応のものがあることから、案内標識を整備する沿線市町、10市町を対象に支援を行っております。

トイレにつきましても、老朽化や洋式化されていないものがあるなど、快適な利用に課題があるため、トイレの洋式化等の整備を行う沿線市町を対象に支援を行っております。

また、県管理のトイレでは、本年度、松本峠のトイレの洋式化も実施したところです。

二次交通につきましては、各峠道への交通アクセスが不便との意見があり、

各峠道を訪れる際の二次交通の利便性向上を図るため、熊野古道アクセスマップやタクシーを活用した実証運行を実施しております。

宿泊施設については、高付加価値旅行者向けの宿泊施設が少ないことから、インバウンド向けを含む上質な宿泊施設の誘致に取り組むほか、伊勢路沿線の宿泊施設の情報をウェブサイトに掲載し、利用促進を図っています。

案内機能につきましては、各峠道において語り部による案内が実施されていますが、高齢化や担い手不足、多言語対応などの課題があることから、語り部養成講座を毎年度開催するなど、人材育成に取り組んでおります。また、一部の峠道におきまして、日本語・英語に対応した音声ガイドの提供も行っております。

これらに加え、今後はウェブサイトの利便性向上等に取り組み、案内機能の充実を図っていきたいと考えています。

伊勢路を多くの人々が訪れ、それぞれの楽しみ方で、安心、快適に歩いていただけけるよう、今後も引き続き熊野古道活用プランに基づき、市町や関係者の皆様、府内関係部局と連携しながら取組を進めてまいります。

[35番 東 豊議員登壇]

○35番（東 豊） ありがとうございます。課題は明確に捉えていらっしゃるということであります。ただ、進むか進まないかは、それぞれの市町と連携を取る、あるいは保全団体と連携を取るということが大事かというふうに思います。

今、御答弁を聞いていて、ごめんなさい、さっき思いついたんですけど、忘れました。そのうち思い出すと思うんですが、大事なことだったんですけど、やっぱりメモをする必要がありましたね。

ありがとうございます。引き続き、伊勢路については保全と活用の両輪で価値を高めていくということが大事でありますので、ぜひ取組を引き続きお願いします。

それから3番目、バスク自治州との交流についてであります。

三重県とバスク自治州との関係について振り返りますと、2018年に産業政

策と農業食品における協力と連携、2019年には巡礼道の協力と連携を促進する覚書が取り交わされました。そして、一見知事になられて、2023年5月には、さらにそれぞれ部局ごとに提携を結びましたけれども、県全体として豊かな発展を追求するために、相互協力を深めることの意思確認を行っていただいているところでございます。

バスク自治州は、私が申し上げるまでもなく、食、特に多気町とか、V I S O Nが取り組んでいらっしゃいますガストロノミーツーリズム、ミシュランの星の数は世界屈指だと言われるサン・セバスチャンがございます。海、山、巡礼路、カミーノ、あるいは産業クラスターというのがバスク自治州の特徴だというふうに書いてございます。

三重県は、豊かな食文化、海・山の共生環境、つまり熊野古道とか、英虞湾とかもそうなんですが、あるいは製造業など、バスクと相性が非常によい地域と考えられています。

このパネル、本人の肖像があるので了解を取りました。（パネルを示す）これは、今年の4月、議員有志でスペインと、アラブ首長国連邦も帰り道に寄ったんですが、多くの調査を行ってまいりました。

その中で、このパネルは、バスク州議会のバカルチョ・テヘリア議長なんです。女性の議長ということですが、中でもバスク州議会は、定数が75人だそうです。75人で、各県から25人ずつ出ている。それは、人口比ではないんだと。面積で、この県からはこれだけ出てくださいという定数があり、地方自治の意見交換、およそ1時間、通訳を通してですけれども、大変貴重な意見交換をさせていただきました。

そのときに当時の稻垣議長の親書も州議会へお渡しましたし、それからこれ、手元で団長が手渡しているのは、伊勢形紙なんです。大変珍しく、記念品の交換をさせていただいたというようなことでございます。そんなこともありますので、交流を行ってきました。それから、意見交換も行つてきました。

そしてもう一つ、（パネルを示す）これは、後に建っている建物がアル

ベルゲと言われる巡礼者専用宿です。これはもともと鉄道の駅舎だったそうです。それが閉鎖になったので、それを巡礼者専用の宿としました。知事も行かれたのかもしれませんけれども、そんなようなところで、一番左側に写っているのが、実は去年、世界遺産登録20周年を迎えて、熊野古道の記念シンポジウムが熊野古道センターで行われたときのシンポジウムのパネリストでございます、バスク自治州デバ地区のカミーノ・デ・サンティアゴ友の会の会長のホセ・マリ・イザガさんが来られましたので、私、訪問したいな、お会いしたいなということで、そのイザガさんの案内で巡礼路を、多分3キロメートルか、4キロメートルか、そのぐらいだと思いますが、歩いた後にここを訪れて、この施設、ボランティア団体が管理されていらっしゃるそうですが、人気でして、予約もできないので、朝からここへ泊まりたい、利用したいということで、昼頃にはもう順番で客室が満室になるようござります。

それで、宿も案内していただいて、その後食事交流もしたわけですが、いろんな関係者の方も集まっていたらしくて、そのときに話題となつたのが、食による観光交流と、それから巡礼文化の歩く観光の交流を積極的にやりましょうということで、我々も県議会議員としてそのように取り組みたいですねというお話をさせてもらつてきました。

そこで質問なんです。三重県として、バスク自治州との交流の中で、世界遺産に登録された二大巡礼路、歩く文化遺産の交流について、今後どのように交流をしていくのか。

私は以前からもう積極的な交流をすべきだというふうに、つまりこちらも行き、向こうからも来ていただく、後で感想の中で言わなきやいけないなと思ったのは、通告していないんですが、共通巡礼手帳、クレデンシャルというものがございます。熊野古道伊勢路を歩いて何キロメートル、それから、サンティアゴ・デ・コンポステーラの道を歩いて何キロメートル、合同で歩きましたねと巡礼手帳を頂けるという仕組みがございます。そんな取組も行うといいかなど。

思い出しました。熊野古道伊勢路は、年間30万人から、一番多いときで37万人、峠道を歩かれています。これを毎年、例えば40万人を目標とかということもあるうかと思うんですが、実は、宿泊とか、それからお土産とか、トイレとか、いろんな休憩施設のことを想定しますと、もう本当に例えばの話ですが、年間100万人ぐらい来ると想定して受皿づくりを進めていくべきではないのかなというぐらいのことを考えてはどうかということを、先ほどの御答弁を聞きながら思い出したところでございます。

すみません、前後しますが、今の道、二大巡礼路の今後の交流についてどのようにお取り組みか、お考えを聞きたいと思います。

〔関 美幸地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（関 美幸） それでは、バスク自治州との交流について答弁申し上げます。

サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路を有するスペイン・バスク自治州とは、令和元年11月に世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書を締結しており、まずは情報発信と交流を行っていくこととしているところです。

この100キロメートル以上にわたる巡礼道としましては、熊野古道伊勢路とサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路が世界でも2例のみの世界遺産に登録された巡礼道となっておりまして、保全や活用への思いも共通していることから、今後の取組を進めていくためにも、バスク自治州と相互に交流し、課題や知見を共有することは大変有意義であるというふうに考えております。

今後も覚書に基づきまして、情報発信につきましては、今年度も三重テラスにおきまして9月末から10月初めにかけて写真展を行いましたけれども、こうした写真展などを通じまして、双方の巡礼道の魅力を発信していくたいと考えております。

また、周年事業など大きな節目の際には、対面での交流を検討するとともに、オンライン等も活用しながら、それぞれの巡礼道の保全や活用に関わる

方々との意見交換を行うなど、継続して交流を図ってまいりたいと考えております。

[35番 東 豊議員登壇]

○35番（東 豊） ありがとうございます。

最後、知事に感想をいただきたいなというふうに思っていますが、スペイン・バスク自治州の中にサン・セバスチャンというのがあります。北の巡礼路というのがございまして、少しそこを歩かせていただいた印象も含めて、遠いけれども、やっぱりちゃんと交流をする、定期的に何かをする、周年も大事、10周年とか、15周年とか、20周年とか、25周年とか、30周年というのは大事だと思いますが、年に一回、何か交流する催物、具体的に行き来する催物を計画するとよろしいというふうに思います。それを主に、県立熊野古道センターが一つの拠点となって活動展開をするというのも大事かなというふうにも思っています。そんなことで、一つ核、ベースがないといけないなと思っていますので、その辺も含めてより積極的に交流を進めてほしいという要望でございます。

このことについて知事の御所見を、感想等も含めてありましたら、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

○知事（一見勝之） サンティアゴ・デ・コンポステーラと熊野古道は、やっぱり世界遺産に登録された二つの巡礼道ですので、お互いに意見交換をするのは大事だと思います。ただ、距離がめっちゃ遠いので、ウェブも含めてよく意見交換をする。

一番大事なのは、両方の巡礼道に世界各地から多くの人が来てもらうということだと思いますので、それを目的としてやっていったらどうかなと考えているところでございますし、それ以外にも、日本には四国の88か所の巡礼もあります。実は、先日も香川県知事とも話ををしていました、そういったことも議論していくじゃないかということは言っているところでございます。

[35番 東 豊議員登壇]

○35番（東 豊） ありがとうございました。

いずれにしても、この4年間、一見県政に期待を申し上げますので、いろんな取組をよろしくお願ひ申し上げ、一般質問とさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

休 憇

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○9番（吉田紋華） 皆さん、こんにちは。津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

冒頭に一つの言葉を紹介したいと思います。ナチスが最初に共産主義者を攻撃したとき、私は声を上げなかつた。そして、彼らが私を攻撃したとき、声を上げてくれる者は誰も残っていなかつた。ニーメラー牧師が言ったこの言葉は無関心が招く危険を鋭く告げています。今の時代にも深く響く警告だと私は感じています。

日本共産党は国民の困り事から出発をし、格差や貧困をなくし、戦争のない誰もが自由で平等に生きられる社会を目指してきました。排外主義や極右的な政治の流れに対しては断固として立ち向かう決意です。差別や分断を乗

り越え、誰もが尊厳を持って生きられる三重県をつくる、その立場から質問をさせていただきます。

まず、大きな1番として、三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略中間案に関してです。

9月定例月会議で中間案が出されました。私も拝読をいたしました。若い当事者世代たちの声をどう聞いていくかというところなんですが、三重県は人口減少対策の柱として、令和5年度からジェンダーギャップの解消というのを掲げ、様々な取組を進めてこられました。現在この中間案が示されている冊子冒頭にはこういった記述がありました。「人口減少対策のスピードを上げるためにジェンダーギャップの視点で課題を可視化する」、そして、「なぜ、若い女性が都会へ流出してしまうのでしょうか」とあります。

地方在住で今後妊娠、出産をし得る当事者としてはここに違和感を持つんですけれども、今、失われた30年余りと言われる中で、若者世代の暮らしは昭和の時代ほど経済的に豊かとは言えない状況だからこそ、今、社会全体で共働きの家庭が増えています。女性の就労をめぐって男性中心の労働環境の変化が追いついていないことや、男女の賃金格差から来る女性蔑視、仕事と子育ての両立の難しさなどがあります。

ちなみにこの中間案の資料にもあるんですけれども、積水ハウス株式会社の男性育休白書2024によりますと、妻から見た夫の家事・育児関与度というのは全都道府県の中で三重県は47位と最下位になっています。男性の育休の取得率が増加したと午前中の質問の答弁にもありましたけれども、育児をしない夫の面倒を見るというタスクが増える妻の声も聞かれている状況があります。

これらの現状の中で、こんなにも負担が大きいならそもそも子どもを持つうと思えないというような若者の声もあります。人口減少の背景には、こうした当事者の生きづらさが関わっているのではないかと私は考えています。したがって、この戦略を策定し、今後進めていく上で、子育て世代や若い女性など、当事者の声をどのように反映していくのかが重要ではないかと考え

ています。

ここで政策企画部長に伺います。中間案に若い世代や子育て世代の声をどのように取り入れ、今後の戦略に生かしていくのか。現状の取組と今後の考え方をお聞かせください。

[長崎禎和政策企画部長登壇]

○政策企画部長（長崎禎和） それでは、ジェンダーギャップ解消に向けた取組につきまして、若者や女性の声を反映する必要性について御答弁申し上げます。

三重県では、令和5年度に策定いたしました三重県人口減少対策方針におきまして、ジェンダーギャップの解消をキーワードの一つに掲げまして、注力して取組を推進してまいりました。令和5年度には、県内で働く女性の意見を聴き取るみえ働くサステイナラボを開催したり、令和6年度には、働く女性のロールモデルとの交流会、あるいは多様な働き方を推進する企業向けの奨励金など、14事業で約1億円を予算化し、多岐にわたる事業を展開してまいりました。

また、三重県から3大都市圏に転出した男女にアンケートを行い、さらに若い世代の女性にヒアリングを実施してまいりました。その中で出てきた意見といたしましては、理想の働き方が三重県内では見つからない、また、出産・育児中も正社員として働き続けたいといった声をはじめ、様々な意見が寄せられました。これらの声をしっかりと受け止め、現在検討中の三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略に反映させております。

さらに、本年7月に開催いたしました基本戦略の第2回検討会議では、東京に転出した若者と県内大学の学生にも実際に参加していただきまして、三重県が目指すべき姿につきまして議論を交わしたところでございます。その中で若者からは、働きやすさだけでなく、働きがいも重要視しているといった声も上がり、こうした意見も基本戦略に盛り込むこととしております。

基本戦略に記載の取組方向をより効果的に実施するためには、エビデンスに基づく対策が重要となってきます。そのため、年齢別の転出入者数等の各

種のデータだけでなく、若者や女性の声を直接聞くなど、これらを総合的に分析することが重要となります。

今後も引き続き、こうしたアプローチを行うことにより、若者や女性に選ばれる三重県に向けて効果的な対策を導き出したいと考えています。

[9番 吉田紋華議員登壇]

○9番（吉田紋華） 実態の把握でしたり、当事者の声を聞いていただいて、様々な意見を構造として捉えていくための取組をなされているということを伺いました。

総務省が今出している地方創生2.0という新しい計画がありますが、その目標の中でも、政策の5本柱のうちの一つに、鍵は地域の職場の働き方改革とかアンコンシャスバイアスの解消というところが立てられておりまして、私はやはり地方の中での暮らしやすさという声もしっかり拾っていくことが大事だなと思っておりますけれども、様々なアンケートなども取っていただいていることですし、そういう取組をぜひとも続けていただきたいなと思っております。

逆に東京とか都市部から三重県に来てくださる方の声ですごく特徴的なものを見たので紹介したいんですが、その方は4月から三重県に住んでいるけれども、友達をつくるのが難しいと。コミュニティーを見つけて入りたいと思って、県の事業やイベントがあるかなと思って探しても出会い・結婚支援しかないと。若い女性の方なんですけれども、そうおっしゃっておりまして、そういうのを求めているわけじゃないんだけどなという思いを話してくれました。

若者の暮らしを豊かにできる環境というのがまだまだ希薄な地域なんだなというふうに思いましたが、地方では若者とのつながりを求めているコミュニティーもたくさんあると思います。この声一つとっても、そのかけ橋となるのも、コミュニティーに新しく入りやすい工夫をしていくことなども、人口減少社会の中で社会機能維持のために求められていることの一つではないかと思いました。

続いて、二つ目の質問をしたいと思います。

経済分野以外のジェンダーギャップ解消についてというところなんですが
れども、そもそもこのジェンダーギャップの解消というのは、経済分野の課題
というものが背景にあるということは承知をしております。しかし、様々な
面で問題提起はさせていただいているんですけれども、ジェンダーの課題は
やはり経済分野にとどまらないのではないかと思います。

家庭や地域、学校、政治、生活、あらゆる場面でジェンダーギャップによる
困難が存在しています。実際に三重県のジェンダーギャップ指数自体は経
済分野で46位だけれども、その指数より政治、行政分野ではジェンダー
ギャップが大きいという結果になっています。

そこで、知事に改めて伺いますが、経済分野に限らずジェンダーギャップ
の解消をより広い視野で進めていくことについてどのような考え方をお持ちで
しょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ジェンダーギャップの解消、このきっかけは経済分野で
三重県が46位ということで、これは絶対やらなあかんよねという話ををしてや
り始めています。ほかの県よりも今三重県では議論は進んでいるのではないか
と自負はしていますけれども、やはり結果が大事でありますので、それを
追求していきたいと思っています。

それから、教育とか政治の分野では、特に県議会の皆さんもそうですけど、
女性議員の比率も高い。数は半分には至っていないのでまだまだですけども。
それから、教育の面で言うと、例えば女性の管理職の数や校長先生の数とい
うので比較をしているので、三重県は46位ということはないんですけど、そ
こをどうやっていくかという議論が大事なのかというふうに考えると、必ず
しもそうでもないよねと。

だから、教育分野、それから政治分野、そこで女性議員の数、校長の数が
増えたらそれでいいよねって、そうではなくて社会全体として、男性も女性
も共に働く、共に育児をするということが大事なんだろうなと思っています。

それで、議員御指摘の中間案でも議論をしていまして、三つの柱を立てています。一つは、働き方の多様な選択肢の提供、これは先ほど人口減少の話を午前中の議会で申し上げましたけど、雇用って物すごく大事なので、そこで様々な働き方があるということ。例えば非正規だけではなくて正規というのもあるんだということをちゃんと言つていかなかんということもここで議論が出ています。

それから、家庭と仕事の両立支援、これを支えるサービスや制度を充実しなきやいけない。これは家事代行とか、そういったものであります。それとともに一番大事かなと私が思つているのはアンコンシャスバイアスの解消ということでありまして、これは東京に出て行った三重県出身の女子学生の声でも、それから県内に残つて働いていただいている女性の方々の声にも出でています。

これは実は経済分野から出発しましたけど、経済分野の議論だけではなくて、家庭の議論でもありますし、それから地域の議論でもありますし、教育の議論もありますので、このアンコンシャスバイアスをどうやって解消していくのか。これは予算だけではなかなか難しいところもあって、法制度で考えていいかなきやいけない部分もあるかもしれないねということを今担当部局とも議論をし始めているところです。今後、戦略をつくるに当たつての検討会議でも、そういったあたりの議論を深めていただきたいと思っているところです。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 御答弁いただきました。中間案の中の三つの戦略に触れていただきまして、経済分野にとどまらない記述があることを私も確認させていただきましたし、経済分野以外での取組が必要だという思いもしっかりと受け止めさせていただきました。

性別に関係なく暮らしやすくしていくことが重要だというのは本当につくづく思っております。私は女性の生きづらさに言及しがちなんですけれども、やっぱり男性の生きづらさにもしっかりとスポットが当てられる必要があると

思っているんです。

ちょっと通告にはないんですが、知事に一つ伺いたいのが、やはり男性が中心の稼ぎ手となっている社会だと思います。24時間戦えますかというスローガンがあったり、男は弱音を吐かずに家族を支えないといけないというような男性に期待される圧力が男性の生きづらさをつくっている側面もあると思います。

ジェンダーギャップの解消という点では、トップに立つ男性として、男性のジェンダーバイアスについてどう解消していきたいか。どう声を聞いていくか。お考えがもしあれば伺いたいです。お願ひいたします。

○知事（一見勝之） 昨日、県内の若い研修医の方々との会議に出ました。そこでは比率が男性も女性もほぼ同じぐらいの感じです。研修医同士で結婚されている方もおられました。そこでは男性だけが働くべきやいけないという感じはないんですね。

24時間戦えますから私たちが若い頃にはやった言葉ではありますけど、今の人らはそんなふうには考えていないと思います。これがとっても大事なことで、我々の世代はまだそういう考え方だとらわれがち、さらにその上の世代というのはもっととらわれていて、男性は男性の働き方がある。そして、例えば男性にも女性にも年頃になると何で結婚せんのやみたいなことを発言してしまったりとか、なぜ子どもがというようなことを発言したりする。これは変えていかないといふふうに思っています。

私は今の若い人たちに期待をしています。彼らは女性も男性も同じように働くという気持ちを持ってくれているので、我々の世代、親の世代はそれを応援してあげるということがやはり大事で、男性も先ほどおっしゃったように、我々が若い頃に頑張って働いていかなかんのやみたいなところではなくて、パートナーの人と一緒に働いていくという考え方を持っているというふうには思っております。

[9番 吉田紋華議員登壇]

○9番（吉田紋華） ありがとうございます。様々な声を聞いてくださって、

かついろいろな世代の方に本当に想像を働かせていただいたんだなというのを感じる答弁だったんですけれども、性別役割分担意識をなくしていくという時代の変化が本當にあると思いますし、トップの人こそそういう考え方を持っていただけるというのは重要なことではないかなというふうにすごく思いました。

人間が生活を営むためには仕事ばかりでは成り立たないと思います。家の外に出て働くために休息を取ったり食事をしたり、洗濯や掃除をするというケアを欠かすことができない。共働きを選んで自分のやりたい仕事をするのもすごく重要なんですけれども、一方で、歴史的にも長い間日本では女性にそのケアの役割が押しつけられてきたというのもありました。

今年は何と1945年に旧衆議院議員選挙法が改正されて女性が参政権を得てから80年になるんですね。この令和の時代に、例えば生理用品の設置を求めた人間が苛烈なバッシングにあったことを考えると、その当時参政権を求めて活動をしてきた人たちに、何て偏った考えなんだと厳しい目線が向けられてきたことは想像に難くないと思いますが、そういうふうに性別の固定された役割から解放しようという動きは本当にもう止められないものだと思います。そういう方向に政府の地方創生2.0も少しずつなってきていると思いますし、三重県から力強く進めていただけるとうれしいなと思います。

最後にこの基本戦略の中間案に要望としてお伝えしたいところなんですが、23ページの三重県の強みには、「収入が高く、生活コストが低い」とありますが、やはり男女の賃金格差を考えれば、女性の収入という点では構造的には決して高くないと思いますし、シングルの女性で結婚していない、あるいは先立たれた女性は不安定な雇用と高くはない収入に不安を抱えている方が少なくないと思います。三重県にはそこに光を当てた支援も考えていただけたらなと思っております。

もう一つは、三重の強みのところに「将来のリニア開業により大都市圏とのアクセスが各段に向上することから、今後のさらなるイノベーションが期待できる」とありますが、リニア中央新幹線自体は今から10年は開業できな

い見込みが既にあるということで現実的ではないなと感じてしまいました。三重県自体は名古屋圏や関西圏とのアクセスがいい地域ですし、それだけでも本当に十分だと思います。

また、最後に、ケアサービスや子育て支援制度の拡充というところでは、話し合って男性は働く、女性は家でケアをするという役割をしている方もたくさんいると思います。そんな中でワンオペでの育児とかケアというのは本当に大変ですし、働きたくても子どもを預けられない隠れ待機児童を抱えた家庭もたくさんあると思います。医療や介護の充実をしっかりして、安心して暮らせる三重県への取組を改めてお願ひしたいと思います。

時間が長くなってしましましたが、後半の多文化共生について伺いたいと思います。

先日も全国知事会議があったというふうに伺っております。9月定例月会議の提案説明の際にも、知事は青森宣言について触れていただき、しっかりと多文化共生社会を目指すというふうにおっしゃっていました。

ここで改めて伺いたいのが、これまで三重県が歩んできた多文化共生の歴史や全国的な流れを踏まえて、今後どのような共生社会を目指していくのか、知事の認識を伺いたいと思います。お願ひします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之）　はるかな昔、我々の先祖が強固な意志と強靭な肉体を持って、北から南から波頭を越えてこの島国にたどり着いて日本という国をつくったとグレートジャーニーの考え方 있습니다。

日本人がつくった日本という国家が日本人のためにあるのは当たり前のことだと思っています。しかし、そこにはおのずからルールがあります。国際社会がルール・オブ・ロー、法の支配の下にあるように、この日本では全ての人が法の下に平等であり、法を遵守し、差別を排するというルールだと考えています。

これはこの国に住む日本人にも外国人にも当てはまることがあります。私たちは決して排外主義、排他主義を取りません。なぜなら排他主義や差別

は第二次世界大戦中にヨーロッパで起こった民族の大量虐殺、これに結びつくおそれもあると考えるからであります。

それを引き起した国や民族は、未来永劫自分たちの代だけじゃなくて、子々孫々まで消えることがない重い十字架を背負い続けることとなるからであります。私たちは私たちの子孫にそういう十字架を背負わせるべきではありません。また、それを目的としたアジテーションを許すべきでもないと思っています。

今、日本は人口減少という大きな荒波にさらされ続けておりまして、成長を継続するためには、現在も、そしてこれからも労働力を外国の人に頼らなきやいけない分野というのはあるんです。現在三重県にいる外国人の方は3.7万人というふうに言われていますが、JICAの推計では2040年にこれが約3倍の11.3万人に増えるとも言われています。

先ほど申し上げましたような我が国の法理の下で、外国人との共生、包摂した社会を築いていくことこそ何よりも大事だと思っていまして、青森宣言はそれをうたっているところであります。これは三重県からも提案したものが青森宣言の中に盛り込まれています。さらには静岡県が中心となって、この11月26日に全国知事会議がございましたけども、そこでも知事会としての共同宣言というのを出していただいているです。

静岡県知事がおっしゃっていましたが、それを出すに当たっては静岡県に対する反論、あるいは苦情というものがあつたけれども、我々は頑張ったというふうにおっしゃっておられました。私も全国46、静岡県以外の都道府県は全て静岡県を応援するんだという趣旨の発言をした上で、三重県から盛り込んでいただきたいといった意見も盛り込んでいただいて、11月26日の国民へのメッセージというものができたと思っています。

そのメッセージを受けて、これから国はどういった形でメッセージを出すのか、考えていただけるんだろうと思っておりますが、先ほど申し上げたような考え方の下、共生社会、包摂した社会というのをつくり上げていくべき、それが日本の、三重県の生き残っていく道だと考えております。

[9番 吉田紋華議員登壇]

○9番（吉田紋華） 本当に力強い答弁をいたいたいたと思います。先ほども静岡県の話がありまして、東海地方というのは本当に自動車産業で経済が発展をしてきて、そのためには外国人の皆さんの方をたくさん借りてきたという背景がありますし、地域社会や経済を支えて一緒につくってきた歴史があると思います。

一方で、日本の法律自体が外国人をないものとするようなものもまだまだありますし、出入国在留管理局では本当に人として扱っていないような件もまだまだ聞かれます。私が政治に強く関心を持ったのも、2021年に名古屋の入管でウィシュマ・サンダマリさんが亡くなってしまった事件があったからで、日本の政府はこんなにも外国人にひどい扱いをするんだということですごくショックを受けたんですね。

私のつながっている外国にルーツを持つ友人は、今年あった選挙の中で広げられた排外主義的な発言を受けて、自分は日本人にカウントされるのだろうかとか、ルーツのせいで大変な思いをしてきてもなお、優遇されているという偏見が公に呼ばれることに対して怒りや悲しみを打ち明けてくれました。

改めて私は政治家による差別発言やヘイトスピーチというのをしっかりと取り締まられることが重要ではないかと思っています。影響力のある立場の者こそ人権侵害の発言をしてはいけないと思っております。

知事にまたもう一つ聞きたいんですけども、三重県の差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例においては、政治家に対する規制などはないんですけども、法律の在り方も含めてどうあるべきか、お考えがあれば伺いたいと思います。

○知事（一見勝之） 事前に御通告をいただきおりませんので、これは県庁全体の答弁というより私の考え方になりますけども、法令作成に長いこと携わってきた人間として経験で申し上げると、政治家であるからどうこうというのは法律の中で明確に条文を起こすことはなかなか難しいというふうに思います。その職業が差別しやすい職業だということであれば別ですけれども、

政治家の方々が皆さん差別に対して是だと言っているわけではないので、なかなか内閣法制局も通らないなという気はしています。

差別というのは、どんな職にあるからやっちゃいけないということではなくて、誰もがやっちゃいけないんだというふうに思っています。そういう意味では、三重県の条例も広く県民の皆さんに対して差別をしてはいけない、差別というのを自分が受けたら、私も外国で受けたことがありますけど、どんなに嫌な気持ちになるものかということを考えてもらって、やっちゃいけないというふうに行動してもらうということが大事だと思っております。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） ありがとうございます。誰もが差別をしていけないというのは本当に当たり前のことで、自分自身も人権を享受して生きている以上は、他人の人権を踏むべきではないという基本的なところは誰もが持っていてほしいところだなとは思います。法律の細かいところにも御教示をいただき、ありがとうございました。

私も海外に行ったりして、アジア人であることを理由に差別をされたなどという記憶もある中で、差別が何で起こってしまうんだろうというふうなことを考えたときに、人間が知らない者に恐怖を抱くというのは当然の反応だと思います。しかし、それを振り回すことは差別になる。理不尽に人の扱いを分けたり遠ざけたりすることはそれだけで人を傷つけます。それこそが差別だと思います。

しかし、一方で人間には理性というものがあって、知らない者に抱いた恐怖を理性で分解して解像度を上げていくことができると思います。相手が人間だったら対話を試みることもできます。理性を持っている人間は必ず根拠なき不安や差別を乗り越えていくことができると思います。そういった中で、差別はいけないと改めて行政がぶれずに言っていただくことは本当に重いことだなと思いました。

最後になりますが、社会は既に多様な人々によって支えられています。日本国憲法第13条の幸福追求権や第14条の法の下の平等、この理念に照らして

政治が果たすべき役割は分断をあおることではなく、生活の苦しさという原因に向き合い、構造を変えていくことではないかと思っております。

ジェンダー平等や多文化共生が攻撃される背景には、生活の不安定さというものがあると思います。だからこそ、誰もが安心して暮らせる社会をつくることが分断を越えていく道ではないかと思います。相手の苦しみに寄り添い、歩調を合わせていくこと、それは人間が持つ最も美しい力ではないかと私は信じています。差別のない三重県をつくりたい、そういう思いで質問を締めさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 23番 山内道明議員。

[23番 山内道明議員登壇・拍手]

○23番（山内道明） 改めまして、こんにちは。公明党、四日市市選挙区選出の山内道明です。私のほうも持ち時間が30分ということですので、早速質問に入らせていただきます。

一つ目の質問は、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」への期待についてあります。

いよいよ先々月策定をいただきました。大変期待をいただいているというふうに思っています。先月の衆議院予算委員会の質疑におきまして、高市総理は、売春の相手方である買春行為の法規制の在り方の検討を法務大臣に指示しました。今回の検討指示は単なる法規制ではなく、日本社会が女性の尊厳をどこまで尊重するのかという本質的な価値観の是正、大きな転換点となる可能性に期待がされております。

現在の日本の売春防止法では、いわゆる売る側、主に女性は罰するが、買う側、主に男性は罰しないという構造が長年放置され、買春を黙認、結果的に性暴力や人身売買の構造を維持してきた要因の一つであるというふうに言われています。

合意の上、お金を得ている以上、ビジネスであるかのようなバイアスが女性に植え付けられ、いつの間にか被害者であるという自覚すら奪われている。

結果、被害者が存在するにもかかわらず、加害者となる買う側が法的に罰せられにくいという日本社会のいびつな構造は国際社会の批判にもさらされてまいりました。

そもそも売春防止法は1956年に女性議員たちが尽力して成立をさせました。提出された法案には、当初売春側、買春側共に罰則が設けられていましたが、売春業者の反対や業者と結託した議員勢力等に阻まれ、盛り込まれていた買春者の処罰まではたどり着けなかつたと。よって、当時、ざる法と呼ばれはしましたが、売春関係の非倫理性と社会悪が法的に確認されたことに大きな意義がありました。

日本社会における性暴力の構造は、男性社会であるという構造が大きく影響を及ぼしていると考えております。ゆえに男性にこそ声を上げる責任と義務があるという思いから今回質問で取り上げさせていただきます。

まず、今回の高市首相の性暴力に対する姿勢について、知事はどのように評価をされておりますでしょうか。

さらに質問を続けます。

ここで、作家、北原みのりさんの連載から抜粋して紹介をさせていただきます。

12歳のタイ人の女の子が性風俗店で働かされていた事件、60人もの男性が彼女のサービスを受けていた。見知らぬ国でたった1人で、東京出入国在留管理局に救いを求めに行った少女自身の力によって事件は発覚しました。

高市早苗首相が、男性議員が買春話を下ネタとして楽しげに話す飲み会には行かなくなつたという話をしていたが、それは飲み会レベルだけでなく、この国では街レベルで起きていることなんだ。たとえその街に生きる女の物語が男たちの下ネタとは次元の違う重さで語られることがあっても、社会全体から見ればそこで起きていることは公然の秘密であり続けてきた。でも、その街でまさか商品とされた子どもを周囲の大人が誰一人助けないどころか、性的搾取に加担していたとは。

この世には地獄がある。だからこそ、地獄の入り口は限りなく最小限に狭

くすることが社会に求められる。それこそが政治の役割というものだろう。公然の秘密であり続けてきた男のための街で現在進行形で起きている地獄の話を、私たちは恐れずにすべきときなのかもしれない。下ネタではなく対策が必要な政治の話として。以上です。

ここで二つ目の質問です。

知事自身、今回の条例に対する思い、そして目指すところを改めてお聞かせいただきたいと思います。

[一見勝之知事登壇]

○知事（一見勝之） ローマ帝国時代のコルティジャーナという職業があります。日本でいうと花魁でありますけれども、これは有史以来ずっとある職業だというふうにも言わっていました。しかし、子どもや女性を商品として扱う、それが許されるはずはないと私たちは思っています。山内議員がおっしゃったように、性暴力に対応する、対抗する、あるいはそれを根絶させることに我々男性から声を上げるべきだ、そのお考えに私は大賛成であります。

男性も女性も性暴力をこの世の中からなくす。性暴力って単に女性が受けたけじゃなくて男性が受けることもあります。それは男性が男性に対してというのもあるし、女性が男性に対してというのもあります。それは、嫌なことを人にしない、先ほどの差別の話と一緒にすけれども、自分が受けて嫌なことは人にしない、こういう考え方だと思います。

高市総理が法務大臣に買春の規制を検討するようにと指示されたのは、日本で初めての女性総理として非常によい御指示だと思います。諸外国でいいますと、ヨーロッパなんかですと売る側については経済的な理由というのもあって処罰されない国もありますけど、買う側は処罰されています。日本はそうではないということなので、ここは検討して、世界標準というのがあるかどうかはあれですけれども、そういう形で進めていくというのは大事なことだと思っています。

もう一つ、性暴力の条例でありますけれども、これは県議会で小島前議員の御指摘をいただいて、卑劣で決して許されない性暴力、これで心身に傷を

受けると。体だけではなくて心にも傷を受けて、さらに加えて人間の尊厳を侵されるというつらい思いをされた方への対応は三重県でもあり得べきだということ、我々執行部としては条例を制定しようということを判断し、そして議会でも熱心な御議論をいただいて条例を制定していただきました。

さらには、その条例を制定するときに私どもは当事者の方にも入っていた有識者による懇話会というのを開きまして、何というんでしょうか、ここで率直な御議論もいただいて、必要なこととは何かというのを議論したわけです。三重県の条例はほかの県にないような、例えば学校の役割みたいなものもきちんと書いておりますし、また、条例をつくって終わりというわけではないと。計画もつくってしっかりと前に進めていこうということも規定しています。

ただ、それだけでそういう社会が出来上がるかということはなっています。常にウォッチをしていくて、我々一人ひとりの気持ちも自分で自分に問いかけて、そういう思いを持っていないかどうかというの反省していくのも大事かなとは思っております。

[23番 山内道明議員登壇]

○23番（山内道明） ありがとうございました。

知事のお考え、また、知事の言葉で御対応いただいたというふうに思っております。特に最後の一人ひとりが自分に問いかけていくと、反省をしていくと、そんな発言もいただきまして、まさしくそういったことが大事だというふうに思っておりますので、啓発といった部分におきましても、今回の条例を策定いただいたことは非常に大きいと思っております。

それでは、質問を続けてまいります。

その中で今日は2点、特に掘り下げて聞かせていただきますが、一つ目は加害者へのアプローチについてです。

条例の前文には、性暴力に対する全ての責任は加害者にあるとされ、根絶させるという強い意志を感じます。具体的な取組を今後の計画に期待するところです。性教育が予防に重要であることは間違이ありません。しかし、そ

れでもなお加害に及ぶ、一線を超えてしまうその要因を解明することが根絶には必要ではないでしょうか。

ここで資料を使って加害者に関する特徴を少し紹介させていただきます。

(パネルを示す) まず、加害者の特徴で誤解されやすい四つの事項です。

特に二つ目、誤解されやすい事項2、性的欲求はコントロールがある程度可能であります。そして、三つ目、加害者は見知らぬ人ではなく、身近な信頼できる人である場合があります。そして四つ目、すぐに発覚するのではなく、これは非常に発覚するのが難しい状況があります。

続いてこちら、(パネルを示す) 性犯罪につながりやすい三つの要素についてです。障がい特性や未熟なパーソナリティーによる、また、支配性・攻撃性による、そして依存性によるものです。このうち、支配性・攻撃性の特徴としてこのようにありますけれども、(パネルを示す) 特に失敗しない弱い者を狙う、また、相手を巻き込み共犯にする、こういった特徴があります。非常に怖いです。

また、この依存性の特徴として、(パネルを示す) 特にパラフィリア症というのがあるようです。露出症、窃触症、これはこっそり触ること、窃視症、盗み見すること、小児愛などです。(パネルを示す) このパラフィリア症は質的な異常、性障がいの一つとされています。反復的に強烈な性的衝動を感じたり、また行動するものを言います。

そして、こちらが重要になってまいりますけれども、(パネルを示す) 加害者への再犯防止の社会の取組フローです。特に一番右の社会復帰後、これが重要でありますけれども、ここに実行可能な治療プログラムがなければなかなか再犯が防止できないというふうにされています。

そこで質問です。加害者へのアプローチとして、条例の第22条におきまして、加害者などの求めに応じて、再発防止、社会復帰に必要な情報の提供、医学的、心理学的な支援、その他必要な支援とありますが、どのようなものか、今後どこまで期待できるか、御答弁をいただきたいと思います。

[楠田泰司環境生活部長登壇]

○環境生活部長（楠田泰司） それでは、三重県性暴力の根絶をめざす条例を踏まえました加害者への対策について答弁をさせていただきます。

まず、本条例の目的とするところは大きく2点あります。1点目は、性暴力被害者や被害者を支える家族への適切な支援を行うこと。2点目は、広く性暴力の根絶について広報や啓発を実施することで、県民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる性暴力が根絶された三重県を築くことです。

一方で、性暴力の根絶のためには、加害者への対策、再発の防止が欠かせないことは先ほどの議員の御指摘のとおりです。中には、性犯罪を繰り返す者が一定数いることも統計上明らかです。

性犯罪加害者には法にのっとり適切な処罰を受け、真摯な反省がなされることが当然に求められますが、加えてカウンセリングや治療が受けられる仕組みが整えられることも性暴力の根絶のためには必要であると考えます。

そのため、先ほど議員からも御紹介いただきましたけども、条例の第22条におきまして、県は性暴力の再発防止として、加害者やその家族の求めに応じて再発の防止や社会復帰に必要な情報の提供、医学的・心理学的な支援などに努めることを規定しております。

この規定を踏まえまして、具体的な取組はこれから策定を進めていきます推進計画に併せて検討してまいりますが、例えば加害者本人やその家族からの相談を受ける体制づくりを行いまして、相談内容に応じて専門的なカウンセリングや、場合によっては治療を受けられる医療機関を紹介するなどといった取組が必要ではないかと考えております。

加害者に対する対策につきましては、条例を踏まえて初めて県で取組を実施することとなるものですので、再発防止関係団体の方からもこの推進計画の検討懇話会の委員として参画いただく予定です。現場で実際に支援に当たっている専門の方の意見を取り入れながら、県としてどのような取組が可能であるか、具体的に検討してまいりたいと考えております。

[23番 山内道明議員登壇]

○23番（山内道明） ありがとうございました。

これからのお手伝いをしていただけるということで、反映していただけるところはしっかりと反映いただきたいというふうに思っております。

社会に先んじて取り組んでいただいているので、なかなか簡単ではないことも承知の上でお話をさせていただいておりますし、また、被害者の方をしっかりと支援していくという部分でも、専門医とか、様々なそういったところの支援が必要だと聞いておりますが、そういった資源も社会にしっかりとあるというような状態ではありませんので、人材の育成等、また、ネットワークの構築とか、そういったことも含めてぜひお願いしたいというふうに思っております。

再犯を含めて、加害者を発生させないというところが根絶には一番大事だというふうに思っています。その上で、加害者への支援が被害者への二次被害となることがあってはなりませんので、そういったところも御配慮いただきたいと思っております。

パブリックコメントを少し紹介させていただきますが、加害者がグループなど複数のケースも指摘されておりました。これは社会全体で性暴力を根絶させる必要があることを示唆しているというふうに私は思っています。ゆえに傍観者をつくらないこと、啓発が重要だというふうに思っています。

また、被害者の心の叫び、時に加害者を糾弾する声、これは家族、支援者らも含めてその声を上げやすくなること、機会を確保することは重要です。性暴力被害によって家族やパートナーがまるで自分が被害に遭ったかのように苦しむ二次受傷が報告されているというふうに伺っています。

前文には、過去、現在、未来のあらゆる性暴力を許さないというふうに書かれておりますけれども、過去に言及した意義は非常に大きいと思っております。これは当然被害者の被害の状況が長期にわたるというところもありますけれども、今はまだ声を上げられない被害者らがいつか声を上げて、支援を受けて乗り越え、幸せを実現できる、ここを後押ししていける条例であつ

ていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そして、この項の三つ目、最後の質問です。

知的及び発達障がい児・者への性暴力については、特に発達に課題を抱える子どもの割合が増えている。大人の発達障がいも課題となって浮き彫りとなってきた今、見過ごしてはならない極めて重要な視点であるというふうに思っています。知的及び発達障がい児・者は、その特性によってうまく意思表示ができず、被害を受けても訴えられない、もしくは被害そのものに気づけないケースがほとんどです。

障がい者の特性として、目が見えない、意思疎通が難しい、人を信じやすい、また、行動パターンが限られるなどがあります。そして、性犯罪を受けても理解が困難、第三者への相談が難しい、自分が悪いと思い込むなど、さらには物的証拠が残りづらい、発言を信じてもらえない、加害を訴えるとその後のケアが受けられなくなるという心配があるとされています。

仮に裁判まで行っても、日時とか場所の特定、これが非常に難しい、苦手である。また、誘導されやすいなど、様々な話を聞いても非常に困難を極めているという状況です。

このような障がい者を取り巻く性暴力被害の実情をこちらの資料で少し紹介させていただきます。（パネルを示す）これは2018年3月に実施された障がい児・者への性暴力調査の結果です。何と対象者32名中23名が何らかの性暴力を受けています。うち11名は複数回にわたっています。非常に高い確率で起こっています。

次は、そのことを誰かに話したか、また、相談したかです。（パネルを示す）約半数の56%は誰かに話しておりますが、中でも警察には3名、医療機関は2名と、支援に具体的につながり切っていない状況が浮き彫りとなっています。

最後に、調査対象者の年齢、性別、障がい特性などです。（パネルを示す）男女共にございます。その上で、診断名が多い順にADHD、また、発達障

がいと続きます。1人平均1.6個とありますのは、これは障がいが重複しているといったところを示しております。重複されている方も非常に多いです。

ここで質問です。知的障がい者が被害者の場合、もしくは被害者と想定される場合、現状どのように警察として対応、捜査をいただいているのかお聞かせください。

[敦澤洋司警察本部長登壇]

○警察本部長（敦澤洋司） 知的障がい、発達障がいの方が被害者となる性暴力、性被害への警察の対応についてお答えをいたします。

性暴力、性犯罪は被害者の尊厳を傷つける行為であり、被害に遭われた方の心身に極めて深刻かつ長期にわたる影響を及ぼし、その悲惨さは計り知れません。県警察といたしましては、被害者に対する支援や負担軽減のための取組を行うほか、被疑者の早期検挙に努めています。

具体的には、指定された警察職員が被害者に付き添い、そのニーズや被害状況に応じて支援活動を適切に行うほか、被害者が安心して事情聴取に応じることができるよう、聴取の担当者や聴取場所にきめ細かく配慮してこれを行っています。

特に知的障がい者や発達障がいの方など、コミュニケーションに支障のある方が被害者となる性犯罪の捜査に当たっては、事情聴取を複数回行うことによる精神的負担の軽減を図るため、事案に応じて警察、検察庁及び児童相談所が協議した上、必要な研修を受けた代表者1名が、これら障がいの方の特性に配意しながら聴取する司法面接を行い、記憶の正確な想起、供述の信用性の確保を図っています。

さらに、被害に遭われた知的障がい者や発達障がいの方に対する支援活動及び立件に向けた捜査活動を円滑に行うためには、これら障がいの方の特性を正確に理解する必要があることから、県警察学校における初任科教養や捜査関係の教養の機会にそのことに資する講義を設定しております。

県警察といたしましては、引き続き、被害者の特性を踏まえた負担軽減や被害者の心情に配意しながら支援活動を行うとともに、性犯罪に厳正に対処

してまいります。

[23番 山内道明議員登壇]

○23番（山内道明） ありがとうございました。

司法面接というところを少し紹介いただきまして、警察、検察、そして児童相談所等もしっかりとグループで打合せをいただいて丁寧に詰めていくといったところです。また、研修も障がい者という部分で特化して研修されているということをお伺いさせていただきました。今回の条例をきっかけに、さらに寄り添った捜査というか、協力をいただけることを心からお願いしたいというふうに思っております。

その上で、私個人として相談を受け、経験したことを少しだけ触れさせていただきます。知的障がいのあるお子さんです。医療機関を受診して性暴力が判明しました。すぐお母さんは関係各所、児相、警察、市役所、学校などを訪問、相談し、被害の実態を調査すべく自ら動いておられました。しかしながら、なかなか前に進まない状況が続いておりました。

寄り添ってもらえないというよりは、事案としてなかなか想定がされていないといったことを感じました。大きな壁となったのは、やはり本人が自分の言葉で被害の状況を説明できない部分です。さらに性暴力と認識することも難しいと思います。

このような場合、被害届を受理してもらうことも実は容易ではありません。みえ性暴力被害者支援センターよりこも少し活用を試みましたがけれども、タイミングのこと也有ったせいか、うまく活用ができませんでした。しかしながら、現在刑事が粘り強く捜査を続けてくれています。限界を感じる部分もありますけども、まだこれからという状況です。

今日はこの三つ目の質問に関しましては、時間の都合上、警察本部長にお聞かせをいただいて、部長の答弁を求めるところはなかつたんですけども、しっかり部長のほうには伝わっているというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

この項の終わりに一言申し上げたいと思います。今回の高市総理の姿勢に

対して多くの賛同の声があります。知事のほうからもよかったですというふうに評価をいただいたと思っておりますけども、反対の意見もあります。その内容は時に巧妙だなと私は感じております。

何十年にもわたって人工的につくられたアンコンシャスバイアスと私は感じておりますけれども、これが日本社会に深く刻まれているんだなと思っています。結果、一定の男性に既得権を与えてしまっていると。その既得権の最たるもの一つが残念ながら性的搾取という形で表れているのではないかというふうに思っています。

しかしながら、その既得権を失わせる最大の力が女性の皆さん之力であつたり、若者、青年であると思っています。その力を社会が解放、エンパワーメントできるかどうか、今、重要な岐路に立っているのではないかと時代を感じております。このときに条例ができたことの意義は大変大きいと思っておりまして、三重県に女性や青年を中心とする新たな性暴力根絶への潮流が力強く生まれることを念願いたしております。

それでは、最後の質問です。

全国的にも特別支援学校に通う子どもの数が増え、教室が足りない、校内のスペースが不足することが問題となっております。その急激な増加に対応が追いついていない状況です。三重県も同様だと思っております。

このような中、令和5年度の教育警察常任委員会では、県内特別支援学校の教育の現状調査として、四日市の西日野にじ学園を視察し、委員長報告もさせていただいたところです。

その実情として、教室やトイレ不足、防災、防犯上の課題が確認されました。教室を間仕切って使用している、子どもたちをクールダウンさせるスペースがない、廊下に物が置かれていることが常態化し、防災上、避難上問題である。また、生徒数の増加により安全が確保できないとの理由から運動会が数年来開催できていない等、大変厳しい状況を見させていただきました。

また、先生らの声の一つとして、お昼休みなどに休憩するスペースがなく、リフレッシュすることができない、そういう声に対して実は保護者のほう

から心配の声が上がっておりまます。心身共に健康な先生あっての安全・安心な子どもたちの学校生活であります。今後も県内の特別支援学校の児童生徒数は増加する見込みであるというふうに伺っております。

そこで質問です。三重県教育委員会として、県内の特別支援学校の狭隘化対策について現状をお聞かせください。

[福永和伸教育長登壇]

○教育長（福永和伸） それでは、特別支援学校の狭隘化対策について答弁させていただきます。

特別支援教育の対象となる児童生徒が増えておりまして、特別支援学校に在籍する児童生徒も年々増加しています。特に知的障がい教育部門の小学部では、児童数がここ5年間で約1.3倍となっています。そのため、一部の特別支援学校では狭隘化が進みまして、教室や特別教室の不足が懸念されています。

県教育委員会では、こうした特別支援学校の狭隘化解消に向けて、既存施設の有効活用や増築等の対策を進めてきました。今年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築に向けた工事に着手しております、令和10年4月からの供用開始を目指しています。

一昨年度、教育警察常任委員会で狭隘化対策を講じるよう要望をいただきました西日野にじ学園につきましては、これまで校舎の一部を改修し、児童生徒の学習の場として有効活用できるよう整備を進めてまいりました。しかしながら、令和8年度以降も児童生徒の増加が続く見込みでございまして、さらなる対策を講じていく必要があると認識しています。

現在、校外の別の場所の活用も含めて調査を行っているところでございまして、北勢地域の特別支援学校の通学区域を見直すことも含めて、適切な対策の実施について引き続き検討を進めてまいります。

今後も特別支援学校各校の現状を把握し、既存施設の有効活用や増築等、それぞれの学校の状況に合わせた狭隘化対策を講じてまいります。

[23番 山内道明議員登壇]

○23番（山内道明） ありがとうございました。

子どもの数は減ってきているんですけども、知的障がい、もしくは発達に課題を抱えるお子さんの数が増えてきているという、そういう現状が大きな社会問題となっておりますけども、だからこそ、ここへの手当て、支援は非常に重要であるというふうに思っておりますので、ぜひお願ひをしたいと思っております。

私も当時教育警察常任委員会の委員長をさせていただいて、中瀬副委員長とともに教育長とゆっくり懇談をさせていただいて、この問題を深く語り合いをさせていただいたと思っております。その後、様々な取組を進めていただく中で、先ほど最後に西日野にじ学園のお話で、鋭意進めているというふうなお話もいただいて、一定安心はさせていただいておりますけども、先立つものも必要であろうと思いますし、簡単なことではないと思っておりますけれども、現場の意見として、新しい校舎が欲しいなといった声はたくさんいただいておりますので、ぜひお願ひをしたいなというふうに思っております。

最後に1点、ちょっと別件になりますけれども、発達に課題を抱えている子どもたちが増えているという話を先ほど来させていただく中で、実は児童精神科の受診ができる身近な医療機関、これもなかなかないという状況です。この充実、ネットワークの構築に子ども・福祉部、特に子ども心身発達医療センターに力を入れていただいております。本当に感謝をしております。そんな中、ようやく形が見えてきていると、そういう朗報も聞いておりますので、最後、ここはしっかりと手当てをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。5番 世古 明 議員。

〔5番 世古 明議員登壇・拍手〕

○5番（世古 明） こんにちは。会派新政みえ、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の世古明でございます。

まず、初めに先月14日に御逝去されました平畠議員ですが、いまだに私は現実として受け止められない思いです。平畠議員のことですので、ごめん、ごめんと言いながら遅れてこの議場に入ってくるような気がするんですけど、なかなか現実はそうはいきませんので、本当にお世話になった感謝と御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、私の質問に入らせていただきます。

先ほど平畠議員の話をしましたので、平畠議員のように初めにちょっと和ませる質問をしたいところですが、やはりあれは平畠議員が持たれている人間性とか経験というものがありまして、私はそうはいきませんので、普通に入らせていただきますが、今回の質問は4点あります、1点目は中小企業・小規模企業への支援についてであります。

中小企業・小規模企業の支援については、現在、国会でも様々な議論がされておりまますし、政府は物価上昇を上回る賃上げを目標に掲げ、中小企業の賃金向上を推進しております。

私も多くの中小企業・小規模企業を訪問させていただく機会があるわけですが、いずれの経営者の方もやはり自分のところの雇用している従業員につ

いては多く賃金を払いたいとか、労働条件をよくしたいという思いはどの経営者の方も同じであります。しかしながら、賃金を上げたくてもなかなか上げられないのが現状ではないのかなと思っています。

令和6年3月にも、中小企業・小規模企業が適切な価格転嫁を進めていくための県の取組について質問をさせていただきました。そのときの答弁としては、物価高騰や労務費の上昇分を取り引価格に転嫁できるかできないかは企業業績に大きく影響するので、成長と分配の好循環を生み出し、持続的な賃上げを実現できるようにしていくことが重要ということを答弁されました。

そして、私の質問が3月で、4月の末であったと思いますけど、適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言を関係15機関・団体において採択され、その後、適正取引・価格転嫁の促進、また、収益力、生産性向上など、中小企業・小規模企業の賃上げができる環境づくりについて取組が行われてまいりました。

県として様々な取組をされていると思いますけど、私ども新政みえとしても各団体と懇談会をさせていただいております。その中でもよく出るのが、やはり価格転嫁が進まないので、大変厳しいというお声も聞きます。企業業績であってもそうでありますし、雇用している従業員のことについてもそうでありますし、ひいてはそのことで労働力不足がなかなか解消できないというお話をたくさん聞きました。

そこで質問させていただきます。価格転嫁というのがゴールではなくて、価格転嫁をして賃上げしやすい環境づくりをつくっていく。そして、物価が上がってきても対応できるような社会にしていくということが大事だと思いますので、そのことを念頭に質問をさせていただきます。

昨年に関係団体と宣言した適正取引・価格転嫁の促進について、これまでの取組、成果、また、改めて分かってきた課題、今後の進め方についてお聞かせください。

[松下功一雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長（松下功一） それでは、適正取引・価格転嫁の促進に係るこ

これまでの取組成果、課題、今後の進め方につきまして御答弁申し上げます。

議員からも御紹介いただきましたように、県では、昨年4月に国、商工団体等14の関係機関・団体とともに、適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言を採択いたしました。その宣言を受けまして、その後、商工団体が価格交渉に関する研修会等をそれぞれ開催するなど、多くの関係機関・団体へ取組が広がっているところでございます。

こうした取組などもありまして、今年度、県が実施しました事業所アンケート調査では、一定以上の価格転嫁ができると回答した県内企業の割合が前年の62.9%から67.6%に4.7ポイント上昇したところでございます。

一方で、企業の関係者と話をしますと、原材料価格の上昇分は転嫁できても労務費の上昇分の転嫁は難しいといった声とか、物価高騰が続く中、何度も価格交渉はできないといった声があり、適切な価格転嫁に向けた取組をより一層進めていくことが必要と感じたところでございます。

県では取引価格適正化に関するサポート窓口を設置しておりますが、そこにおきましてコーディネーターが中心となり、適切な管理会計手法の習得など、価格交渉に向けた実践的な支援を行っております。加えて、今年度は新たに中小企業・小規模企業の製品・サービスを専門家が評価分析し、その強みや弱みをフィードバックすることで適切な価格転嫁が行える環境づくりをさらに進めていくこととしております。

今後もより多くの企業が適切な価格転嫁を実現できるよう、共同宣言の関係機関等と連携しながら、フォーラム等で事業者の取組事例の横展開を図るとともに、コーディネーターによる実践的な伴走支援を行うなど、事業者に寄り添った支援を進めてまいります。

〔5番 世古 明議員登壇〕

○5番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

今の答弁ですと進んでいるというようなお答えでありましたけど、いろんなところが調査をされるので、どれが正解かというのは分かりにくいところではありますけど、私が見たところによると下がっているというような話も

聞かせていただいています。

この価格転嫁の話につきましては、もう総論的に発注側、受注側、お互いが理解をし合ってやっていかないかんよという話でありますけど、各論的に入りますと、なかなかそうはいかない現実があります。価格転嫁をしたいという側でありましても競争がありますので、これ以上価格転嫁して価格を高くすると仕事が取れないんじゃないとか、また、違う分野では、消費者の方に選ばれなくなってしまうんじゃないとか。そうしてしまうと存続自体が非常に危なくなるのではないかというところもありますし、また、県でも支援はしていただいておりますけど、価格転嫁をする際の計算式、そういうものの相談員を派遣はしていただいておりますけど、まだまだ全てに行き届かないというところもあって、どうしていいのか分からぬという企業もあります。

そういう中で今、ポイント的には改善をされておるということですが、もう一回お聞きします。業種によっていろいろあると思うんですが、その辺りは業種に偏っているのか、全てのところで改善されたのか、もう一度お聞かせください。

○雇用経済部長（松下功一） 御指摘いただきましたように、今、平均的な数字ということで申し上げましたけども、やはり建設業でありますとかサービス業、特にサービス業はB to Cということでなかなか価格が上げにくいといったこともありますし、ちょっと業種間でばらつきがありますので、そういったところも含めて、先ほど申しましたコーディネーターによる伴走支援というのをこれからも続けていきたいと考えております。

〔5番 世古 明議員登壇〕

○5番（世古 明） ありがとうございます。

本当に複合的に価格転嫁しにくい状況のところがあると思いますし、私の表現が適切かどうかは分かりませんけど、今は仕入れをする場合に仕入先から何月付でこれだけ上がりますという通達が来て、それを受けた側はなかなか価格に転嫁できないので、自分のところの業績というか、経営を圧迫して、

どの業者も我慢比べ状態になってきているのではないかなと思います。

この我慢比べは企業体力があるところはいいですけど、ないところは本当に効いてくるので、中小企業、特に小規模企業は支援制度とかいろんなものに目を光らせる時間もなかなかないと思うので、県でもそういうところの意見も吸い上げていただければなと思います。

それと、先ほど言いましたように、価格転嫁をして物価高に負けない賃上げをということですけど、今12月になりますて、2月になると春闘という話が多く新聞でもテレビでも報道されるようになります。今回、日本銀行の総裁が10月の定例会見で、この春闘の初動のモメンタムを確認したいと発言したことで、来年、2026年の春闘は今まで以上に注目されるのではないかと思います。

最近の春闘については、全体的には高水準になっていますけど、大企業での賃上げが進む中で、中小企業では人件費の割合が高いことや価格転嫁が難しいことから賃金が上がりにくいのが現状でありますし、まだまだ物価高に負けない賃上げをするには課題は多いように思います。

中小企業・小規模企業を支援する方法はいろいろあるわけですが、私が考えるもう一つのところとしては、三重県中小企業・小規模企業振興条例というのがありますけど、中小企業・小規模企業振興条例をもっと実効性のある条例にしていくのも一つのかなと思ってています。

今回出されております行政展開方針に、中小企業・小規模企業振興条例の検証というのが記述されております。しっかり検証していただきまして、表現をどうするかはまたこれからのことになると思いますけど、中小企業の価格転嫁が進むような、また、お互い価値を認め合うというパートナーシップ構築宣言的文言と、これは要望ですけど、中小企業・小規模企業振興条例の中に働く人、労働者の視点に立った内容を入れていただきたいと思いますし、条例改正に向けて前向きに取り組んでいただきたいと思います。このことについては答弁は要りませんけど、その方向で検討を進めていくことをお願い申し上げます。

次に、中小企業支援の2問目に移らせていただきます。

現在、物価高が継続する中、政府は地方公共団体が地域の実情に応じた生活者、事業者の支援を行えるよう、重点支援地方交付金の拡充を行います。その中で、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援メニューが追加されると聞いております。県としては、この方向を聞いてどのように考えておられるかお聞かせください。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、重点支援地方交付金を活用した中小企業・小規模企業の支援についての考え方を申し述べたいと思います。

県ではこれまで、国の重点支援地方交付金を活用し、中小企業・小規模企業に向けて工業用LPガスなど、燃料の価格高騰による負担を軽減する支援や、生産性向上・高付加価値化等の取組に対する支援を講じてきたところでございます。その結果、多くの中小企業等において急激な燃料価格高騰の影響の緩和や、設備の新規導入による製造ラインの効率化・省人化など、生産性の向上につなげることができたと考えております。

一方で、県内の商工会議所を回らせていただいておりますが、そこで経営指導員の方とか事業者との意見交換をさせていただきました。そこで大きな声としてあったのが、エネルギーや原材料の価格高騰等によって、賃上げするための利益が出ないとか、設備の更新といった新しい投資に踏み込めないといった声をお聞きするなど、事業者が依然として厳しい状況に置かれているという現実を強く認識したところでございます。

先ほど議員からも御紹介がありましたが、国においては重点支援地方交付金の拡充を含めた総合経済対策、これが11月21日に閣議決定されたというふうに承知しております。県としましても同交付金を活用し、中小企業等の生産性向上の取組につなげまして、収益力の向上により賃上げの原資が確保できますように、事業者に寄り添った効果的な支援に取り組んでいきたいと考えております。

〔5番 世古 明議員登壇〕

○5番（世古 明） 答弁ありがとうございます。

現場の実情に応じて生活者、また、事業者の方に向けての有効的な活用をお願いしたいと思います。

いろんな県でこの交付金を使ってやられるのをちょっと私も勉強させていただいたんですけど、お隣の滋賀県であったり、京都府は価格転嫁を促進するようなことに使われているところもありますので、また御参考にしていただければいいなと思います。

それと、これはちょっと県のことではないので、恐縮するところもあるんですけど、中小企業の支援策というのは、国で言うと厚生労働省のメニューもあつたり、経済産業省のメニューもあつたり、中小企業庁のメニューもあつたり、いろんなところでいろんな支援策というのがあるんですけど、中小企業の方から見ると所管の違いというのがあまり分からなくて、俺たちはどこを見たらいいんやというのがあるので、これは県に言うわけではないんですけど、知事とか全国で集まるときがあれば、国ほうに対しても分かりやすく中小企業の方へ届くようなことをまたお話ししていただければなと思っております。

中小企業支援についてはこれで終わらせていただきますけど、次は県立高校の学習環境についてであります。

まず、1点目はDXハイスクールの取組についてということで、先月、第44回全国豊かな海づくり大会の美し国みえ大会がございました。式典において、地元の高校生をはじめ、県内の多くの高校生が様々な形で参加して、貴重な経験をして今後の高校生の人たちの糧になっていくのではないかなど、非常によかったです。

さて、DXハイスクールの件ですが、文部科学省のほうでは、高等学校DX加速化推進事業の一環で、情報や数学を重視した教育カリキュラムの充実、ICTを活用した文理横断型・探究型学習の推進を通じて、次世代のデジタル人材を育成するDXハイスクールが進められています。

県内においても、多くの学校がDXハイスクールの高校として採択をされ

たと聞いております。採択状況並びに採択をされた高校がどのような取組をされているのかお聞かせ願いたいと思います。

[福永和伸教育長登壇]

○教育長（福永和伸） それでは、DXハイスクールの取組状況について答弁させていただきます。

社会全体のデジタル化が加速する現代、今後の社会を担う高校生の情報活用能力の育成が重要な教育課題となっています。こうした中、県教育委員会では、国の高等学校DX加速化推進事業を活用し、デジタル学習環境の整備と情報・数学等を基盤とした教育の充実に取り組んでいます。

この事業は、文部科学省が令和6年度からおおむね5年間にわたり実施するとしているもので、本県では、県立高校18校がデジタルを基盤とした教育活動を牽引するDXハイスクールとして指定されています。

DXハイスクールに指定された各学校では、それぞれの専門性を生かした特色ある教育を実践しています。例えば、農業高校では、ドローンや自動操舵トラクターの実習を通してデータを活用した次世代農業を学んでいますし、工業高校では、半導体関連企業と連携しましてデータ分析やプログラミングなどの高度な専門技術を習得しています。

また、情報科の高校では、地元企業や大学と協働し、VR技術を用いた本格的なゲーム開発に挑戦しておりますし、普通科高校においても、高性能パソコン等を配備したDX探究ラボルームを拠点に、データサイエンスやAI活用といった高度な探究活動に取り組んでいます。

さらに県教育委員会では、こうした取組の一層の活性化に向けて、県内企業と連携した先端技術の見学・体験会や、大学と共にモーションキャプチャー技術による動作解析の体験型セミナーなど、生徒がデジタル技術に触れる学習機会の創出を図っているところでございます。

[5番 世古 明議員登壇]

○5番（世古 明） 答弁ありがとうございました。

今の答弁でいきますと令和6年度から5年間ということでありますけど、

先ほど紹介をいただきましたように、機械を買うとか、スマート農業とか、工業高校とかの話がありましたけど、初めにちょっとお話をさせていただいたように、デジタル人材の育成ということになりますと、機械じゃなくて、単年じゃなくて常に続けていく必要があると思うんです。

国のほうにもまた要望されると思うんですけど、それは期限を決めずに今後、今お話を聞いておりますと大変有効的な教育になるのかなと思います。まだ先のことにはなりますが、デジタル人材の育成という点では、今回のDXハイスクールを始めてよかったですということであれば継続してやれることができ望ましいと私は思います。そうなってきたときの財源としてどうしていくかというのはまだ先になるか分かりませんけど、継続していくかなければならないという考えについて聞かせてください。

○教育長（福永和伸）　このDXハイスクールによる先進的な実践というのは、情報・理数教育を高度化させるとともに、ＩＣＴの活用を通じて教科の枠を超えた探究的な学びを深化させるものでありますので、県立高校全体の教育活動を新たな段階へ引き上げる好機と捉えています。ですので、県教育委員会では、国事業の終了後もその理念を引き継いで、今後も各学校が主体的にデジタルを基盤とした教育活動を発展できるように支援し、デジタル社会の未来を担う創造性豊かな人材の育成に取り組んでまいります。

このDXハイスクールによる国の予算はかなり巨額でございまして、その金額を県単独で用意するというのはなかなか難しいと思うんですけども、引き続き国に対してはしっかりとそういう予算をつけていただくように我々も要望しますし、その理念を引き継いだ取組は我々もしっかり考えていくと思ってます。

〔5番 世古 明議員登壇〕

○5番（世古 明）　ありがとうございました。

まだ途中でありますので、ぜひ継続して取り組んでいただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

今はDXハイスクールという、新しい学びということで設備等、また、いろいろなものを購入されると、それはそれでいいんですという話を学校へ行って話もされると、充実した勉強やし、子どもたちにとってよい学びなんですねということは聞くんです。

しかしながら、この中でも専門高校にまで絞りますと、専門高校というのには当然実習があります。この実習のとき、実習の設備であったり機材というのは新しいとは言い難いのではないかなど私は思っています。全て新しくしろというわけではないんですけど、高校で学んで社会へ出て、会社なりいろんなところへ出たときに、何か学んだやつとかなり差があるなというのがあるのではないかなど私は思いますし、ただ、そうは言っても予算というか、お金のかかることですので、設備は随時更新していくわけもないんですけど、ぱっと見させていただいたのは、私が高校のときにあった機械じゃないかなというぐらいの機械もないこともないんかなと思うので、その辺りはちょっと考えていただきたいのであります。

それと、何が違うか。自分も高校のときはそんなに思わなかつたんですけど、安全という点では学校と企業にはかなり差がありまして、労働災害を出したらいかんというので、企業の機械については安全対策というのが結構されていくんですよね。高校でそこまで求めるのかどうかとは思いますけど、そこら辺も考えた上の更新であったりしてほしいと思いますし、農業高校については機械が古いので、大体1時間ぐらいでできることが2時間も3時間も暑い中かかるんやわというのもお聞きするので、その辺は学校に合った意見を聞いていただきたいと思います。限られた予算であるので、全て聞いたたら膨大にはなると思いますけど、子どもたちの学びの環境づくりということで御理解をいただきて配慮を願いたいと思います。

それと、物価高騰というか、物価高の話は先ほども中小企業のところでさせていただきましたけど、高校についても実習する部材とか資材というのは要るわけですが、それが今まで予算の範囲内で買おうとすると実習するのに10回分は買えましたと。ただ、部材代が上がってくるので、今は8回とか7

回分ぐらいしか買えませんという声も聞きます。

いろんな実習があるわけですが、資格を取得するための実習というのもあると思いますけど、資格を取得するには子どもたちの経験ということになると、実習回数が影響してくると思うんです。何回も何回もそういう実習ができたほうがいざ資格取得になったときにいいと思うけど、学校としては限られた予算で物価が上がっていくとどんどん減っていくという懸念もされるんです。物価高において、ほかにも学校の実習のことを考えるいろんなことがあると思うんですが、その辺についてちょっとと考えをお聞かせ願いたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） 御質問いただき、ありがとうございます。私もほぼ同じ気持ちで毎日業務にいそしんでおります。

それでは、答弁させていただきます。

専門高校において、生徒たちが安全・安心に実習に取り組める学習環境を整えることは教育活動を展開する上での大前提であり、県教育委員会が果たすべき重要な役割であると認識しています。

実習設備の老朽化という課題に対しては、生徒の安全確保の観点からはもちろんのこと、将来の地域産業を担う人材の育成に万全を期すという観点からも計画的に対応していくべきであると考えています。

専門高校の実習設備の更新につきましては、毎年度、県教育委員会が各校に対しまして実習設備の状況について詳細な聴き取りを行い、順次対応を進めています。設備の老朽化の度合いや使用頻度、危険性の有無、さらには新たな産業技術に対応するための教育的効果などを総合的に勘案しまして、更新すべき設備の優先順位を決定した上で予算確保に努めているところです。

こうした取組の結果、実習設備に関する予算額は着実に増加しています。令和5年度は6校に約4000万円という状況でしたが、令和7年度は8校に対して約7000万円ということで対象校数、予算額共に拡充しています。

我々としては、併せて国に対しても実習設備の更新に係る補助金の増額を

要望しているところです。

ただ、一方、技術革新が著しい現代におきまして、全ての学校に常に最先端の設備を導入することは財政的な制約からも難しい側面がございます。そのため、学校内の設備更新と並行しまして地域企業との連携を強化し、生徒たちが企業の現場で稼働している最新の機械や設備を見学したり、実際に操作体験をしたりする機会を積極的に設けています。地域企業からの支援や連携は、生徒の学習意欲を高め、将来の職業感を育む上でも大きな効果があると考えています。

今後とも、各学校からの要望や実態を丁寧に把握しながら、生徒の安全確保を最優先に、老朽化した設備の計画的な更新に取り組むとともに、生徒たちが安全な環境の下で実践的かつ質の高い専門教育を実施できるよう学習環境を整備し、将来の地域産業を支える人材の育成に取り組んでまいります。

〔5番 世古 明議員登壇〕

○5番（世古 明） 答弁ありがとうございます。

本当に限られた予算でありますけど、いろんな更新をしていただきたいと思いますし、先ほどのDXハイスクールのところでも出ましたけど、今の答弁でも企業と連携ということで。私も企業の方とお話をさせていただいて、高校で学んでどういうスキルを持って会社へ入っていくのがいいんかなという話をしましたところ、企業のほうもいつも最先端というのはあまり求めていませんで、県としても予算にも限りがあるし、私どもの会社としては入ってきた子を教育してその子のスキルを上げていくことも考えているんやと言つていましたので、そういうような話をまた連携していく中で聞いていただいて、どういうふうな実習をしたらいいんやというのを考えていただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次は、三重交通Gスポーツの杜伊勢体育館についてであります。

伊勢体育館は、本館は昭和39年4月、別館は昭和47年4月に供用開始になりました、伊勢市民の方をはじめ多くの方に利用されております。私も昔は

歌手のコンサートを見に行ったり、当時はプロレスもはやっていましたので、よくプロレスを見に行った覚えもありますし、会社へ入って労働組合の記念式典であったり、いろんなことで利用させていただきました。そして、開催には至りませんでしたけど、国体では相撲の会場になっておりました。

そういうことで、ちょっと私も勉強不足というか、現場をよく見れてなくて申し訳ないんですけど、最近体育館の利用者数が減ってきてているという話を聞きました。早速体育館へ行って状況を確認させていただきました。

ここで映写資料を御覧ください。（パネルを示す）この日は県外の大学生の人たちがバレーの練習をしておりました。まだ残暑厳しいときでありまして、今、真ん中ぐらいに見えると思いますが、スポットクーラーが暑さをしのぐものでございました。これはちょっと暑いで大変やなと。もちろん空調は効いていなかつたんですけど、せっかく県外から来て練習しながら、観光というか、滞在してくれているのに、ちょっとかわいそうかなというのが実情で思ったところであります。

そして、空調についても状況を確認させていただきました。調子が悪いのと、あと体育館全体の屋根であったり、トイレ、更衣室、いろんなところを見せていただきましたけど、先ほど話したようにプロレスを見に来たときとそんなに変わっていないんかなという気がしました。

それと、まだまだ問題かなと思うところで映写資料を御覧ください。（パネルを示す）指で指しているところで、ちょっと分かりにくいけれど、これは何かというと分電盤の部屋になっています。今は集中的に雨がたくさん降るので、今、指で指しているところまで水が来ることがあるということと、分電盤であるということで、浸水リスクが非常に高いのかなと思っています。

次の映写資料を御覧ください。（パネルを示す）大変見づらくて申し訳ございません。これは令和7年度、6年度、5年度と3年間の利用者数の推移でありますけど、小さくて申し訳ないんですけど、一番下が今年の利用者数であります。真ん中ぐらいに8月のところがあるんですけど、利用者が今までに比べて少なくなっています。

それと、左の一番下の端でキャンセルというところがあるんですけど、キャンセルが今年は41件出ているということでございます。キャンセルの理由につきましては、何々だからキャンセルしますということでキャンセルしないので、どういうことでキャンセルに至ったかは分かりませんけど、夏場に減っているという点等から考えますと、空調が効かないということは影響しているのではないかなと思っております。

そして、来年はボクシングの全国大会もこの体育館で予定していると聞いておりまますし、何より利用者の安全・安心を考えると、空調はもちろんんですけど、ほかの老朽化した設備についても早急に整備をしていく必要があると思います。その点について県の考え方をお聞かせください。

〔藤本典夫地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） それでは、三重交通Gスポーツの杜伊勢の体育館の整備について御答弁申し上げます。

県では、子どもたちをはじめ、県民誰もがスポーツを楽しめるよう、鈴鹿と伊勢を拠点として県営スポーツ施設を整備しており、三重交通Gスポーツの杜伊勢については陸上競技場と体育館を設置しています。

このうち陸上競技場については、平成30年の全国高等学校総合体育大会や、令和3年に開催予定であった三重とこわか国体・三重とこわか大会などを見据えて整備を終えています。

一方、体育館については、計画的に修繕等を実施しているものの、昭和39年に整備してから60年以上が経過しており、設備の老朽化が著しい状況です。特に空調設備については、これまでに空気を冷やすために必要なポンプの取替え修繕などを実施してきましたが、現在、真空状態を保つ必要がある機器に多数の亀裂が生じたため稼働できず、夏季の利用に支障が生じました。

このため、緊急的な対応として、スポットクーラーを設置するとともに、利用者に熱中症予防に関する注意喚起をしながら運営してきたところです。現在、体育館は多くの県民に利用されており、休日には三重県高等学校新人卓球大会などの大規模大会の会場として、また、平日は県南部の県民の健康

づくりやレクリエーションの場として重要な役割を果たしています。

今後県内では、令和10年に全国高等学校総合体育大会、令和17年に国民スポーツ大会の開催が予定されており、三重交通Gスポーツの杜伊勢体育館の活用も想定されます。県のスポーツ拠点施設として、1年を通して県内外の選手や関係者が安全・安心かつ快適に利用できるよう、引き続き整備手法の検討を進めてまいります。

〔5番 世古 明議員登壇〕

○5番（世古 明） 答弁ありがとうございます。

私が行ったのが10月半ばぐらいかなと思いますし、その後知事も見に行かれるということで予定はしていただいて、気にはしていただいておるのかなと思います。今すぐここをどうするんや、建て替えや全体をどうするんやという話ではないんですけど、先ほどの答弁にもありましたように、高校の総体とか国民スポーツ大会ということを考えて競技をどこでするかとなった場合には、この体育館をどうしていくのかというのは非常に重要なことになってくると思いますので、そんなに悠長なことは言っておれやんのかなと思いますので、今後、この体育館の方向性というのを決めていただきたいと思います。

それと、体育館だけでなく、この施設については多分今まで修理、修理、修理という感じで運営してきたと思うんです。ほかのところもそういうところはあると思うんですけど、そのときにこんなに修理を重ねておって本当にいいのかなという部分も考えていただけたらなとは思うんです。そして、こういうのは建設とか、そうなったらお金も要ることになるんですけど、方向性というのは気にしながら県政を進めていただきたいと思います。その辺り、もう一度ちょっと答弁をお願いします。

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） 先ほど答弁しましたとおり、令和10年にいわゆるインターハイが県内でも開催されます。伊勢の体育館につきましてはその競技会場としても想定されます。その中で、インターハイにおいては、県外から多くの高校生がお見えになりますので、その高校

生が安全・安心して競技に臨めることが一番大事だと思います。ですので、それに向けてこれからきっちり整備について検討していきたいと思います。

〔5番 世古 明議員登壇〕

○5番（世古 明） 今の段階では、その答弁を聞くほかないのかも分かりませんけど、確かに高校総体でそこを想定されていますが、それまでにもそこを使っていくわけであります。今、働くことについても熱中症対策というの大事なことがあります。スポーツをする場合においても熱中症対策をするということが大事でありますし、日々これから多分総体とか、大きな大会でなくとも、小さい大会でもあそこを使うことがあるので、そこで熱中症が起きたとか、野外であれば熱中症計を見てこれはストップやなと思いますけど、屋内においてその数値が高くなるようなことになってはいかんと思いますので、府内で早急に検討していただくようお願いを申し上げます。

次に、四つ目の質問に入らせていただきます。

今回は平和の啓発ということで、戦後80年の節目で、私が思うに節目というときに今までの活動も振り返りながら今後どうしていくかというのは大事ですけど、平和の啓発という点からすると、その節目節目も大事ですけど、やっぱり日々平和の啓発をしていかなければならぬと思います。

本当は戦後80年を迎える、知事はどう思われますかって聞こうと思ったんですけど、先月、沖縄三重の塔で知事のお話を聞かせていただきました。知事の思いの一端も聞かせていただいて、みんな大変いい話やなと思っておったんじゃないかなと思いますし、そのときにフィリピンのキリノ大統領の話をされましたね。その話が大変よくて、今回私が言う平和啓発のことはそういうことなんんですけど、いろんな方を通じて平和のことを伝えていく。通告にないんですけど、多分キリノ大統領は戦争の憎しみの連鎖というのは続けたらあかんのやと、断ち切らないかんのやということで、自分がこれをしたらどうなるかというのは分からぬながらも大きな決断をされたことやと思うんですけど、今の時代にも大事なことやと思うんです。

負の連鎖になってはいかんと思いますし、今回の私の平和啓発については、

戦争に翻弄された人という言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういう人の話もしながら平和啓発をしていたらどうでしょうかという話をさせていただきたくて、具体的に2名の方を紹介させていただきます。私の出身の伊勢の方で、1人はプロ野球選手の沢村栄治さんです。もう一人は詩人の竹内浩三さんであります。

まずは1枚目の映写資料を御覧ください。（パネルを示す）戦争に翻弄されたということで、沢村栄治さんはプロ野球選手ですけど、これは東京ドームの野球殿堂博物館の後方にある鎮魂の碑ということで、戦争によって命を落とされた方の名前が刻まれた碑でございます。プロ野球選手だけでもこれだけ多くの方が戦争によって、自分の才能をまだまだ発揮したいと思っているのに、それが閉ざされた事実がございます。

次の映写資料を御覧ください。（パネルを示す）これは近鉄宇治山田駅前にあります沢村栄治さんの銅像であります。足を高く上げる独特のフォームの形の銅像でありまして、この銅像については沢村栄治さんことを伝えていこうということで、沢村栄治顕彰会の皆さんが建てたものであります。

次に、もうお一人の方を紹介させていただきます。竹内浩三さんです。（パネルを示す）この映写資料はちょっと見にくいかかもしれませんけど、竹内浩三さんは伊勢市で生まれた詩人です。飾らない言葉で本質を突くような表現が特徴で、戦争の悲惨さや不条理を直接的に伝えています。

沢村栄治さん、竹内浩三さんをそれぞれ後世に伝えていこうという活動をしている団体の方が多くみえます。その人たちは沢村栄治さん、竹内浩三さんを顕彰しながら、平和の大切さを訴えてきております。

沢村栄治さんが投手というのは皆さん御存じかも分かりませんけど、小学校時代は、初めは三塁手だったんかなというのを聞いたことがあります。なぜかというと、沢村栄治さんの球を捕れるキャッチャーがいないから。そして、沢村栄治さんの球を捕れるキャッチャーの方が現れて、その方は山口さんといいます。もうお亡くなりになりましたけど、沢村栄治さんの球を捕つていて、あまりの速さに指が疲労骨折というか、骨折した状態になってし

まったくというのも有名な話で、これが沢村栄治さんの遺品やということで、そういう写真が伊勢市役所でもあると聞いておりますし、その方が沢村栄治さんのこと伝えたいということで、地元の野球大会で沢村栄治さんの冠をつけた大会をしています。そして、そのときに沢村栄治さんの功績をたたえるとともに、今、野球ができるこの平和な環境についてということを伝える団体がございます。

そして、竹内浩三さんに至っては、詩の朗読会であったり、生誕祭であったり、いろんなところで竹内浩三さんの詩を皆さんに紹介しながら、竹内浩三さんを顕彰するとともに、平和の大切さを訴えられた団体がございます。

そこで質問をさせていただきます。県として、顕彰している団体の活動をどこまで知っているのかというのと、平和集会とか平和何々という平和についてじゃなくて、スポーツの大会であったり、詩の朗読会であったり、そういうところを通じて平和について考えるきっかけとしてはどうかと思うんですけど、県のお考えをお聞かせください。

〔長崎禎和政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（長崎禎和） それでは、戦争や平和について考えるきっかけがない方への啓発につきまして御答弁申し上げます。

県内でも戦後生まれの方が9割に近づき、県民の多くが戦争を知らない世代となる中で、戦争の悲惨な記憶が風化することが懸念されております。戦争や平和に関心を持っていただくためには、過去の戦争について知り、平和の尊さを考える機会を設けること、また、戦争を自分事として捉えていただくことが必要だと考えております。

県では、戦争を知り、考えるきっかけとなるよう、平成30年度から県総合博物館、MieMuにおきまして、来館者の多い夏休み期間に兵士の携行品でありますとか遺留品等の実物、広島、長崎の原爆被害を分かりやすく説明したパネル等の展示を行っております。今年度は展示期間中に延べ1万7000人を超える方が来館し、戦争に関する展示を幅広い世代の方に御覧いただきました。来場者からは、子どもたちと原爆について話をするきっかけになっ

たという声をいただいております。

また、8月には、伊勢市で開催いたしました平和に関する企画展におきまして、広島への原爆投下前後における日常生活の写真をカラー化する活動、また、カラー化された写真の展示などを行っております。戦争は歴史上で起きた過去のものと捉えらがれがちでございますが、カラー化された当時の日常生活を今の自分の日常生活と重ね合わせて想像し、共感していただけたと考えております。

今後も、県内各地域における戦争体験者による証言動画を活用するなど、引き続き戦争や平和を自分事と捉えていただけるように取り組んでいきます。

また、市町との担当者会議等を通じまして市町や団体等と連携し、お互いの取組を参考にしながら、より多くの県民の皆さんに戦争や平和に関心を持っていただけるよう工夫をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

〔5番 世古 明議員登壇〕

○5番（世古 明） 答弁ありがとうございます。

平和の伝え方というのは形がないので、いろんな形で伝えていただけたらなと思っております。

今年は戦後80年ということで平和のつどいも開催されまして、俳優の紺野美沙子さんと地元の高校生の朗読会もあって非常によかったですのかなと思っております。

このときの朗読については、広島の原爆でお子さんを亡くされた方の手記からやらされましたけど、今回言わせていただいている竹内浩三さんの詩を幾つか読みながら、あんまり言うと要望みたいに、やれみたいになるとあれですけど、いろんな詩があるんですが、朗読会を企画していただいて平和を考えるきっかけになつたらどうかなと思います。

それと、沢村栄治さん、竹内浩三さんについても、戦争ということなので、遺品とか、その当時を物語るものがあまりありません。沢村栄治さんに至つては、先ほど御紹介したようにキャッチャーであった山口さんがきっかけで

野球大会をすることになって、野球大会のことを新聞で知った方が沢村栄治さんが当時のオールスターゲームで頂いた最高殊勲選手のカップを伊勢市に渡すようになったということで、それが唯一の遺品と言われています。

そして、竹内浩三さんに至っては、竹内浩三さんはつくばの駐屯地にいまして、そこから日記を常に書き続けたそうでございます。その書き続けた日記を本の中に入れて、自分のお姉さんのところに送ったものが遺作みたいになっています。当時は普通に送るとそこがもう駄目になっていくような時代でありますので、貴重な資料であります。

これもいろいろ理由がありまして、お姉さんが松阪に住んでいたものですから、なぜかそのものは今、本居宣長記念館に保管をされております。ただ、紙の素材もあまりよくないので、この復元を何とかしたいというお話を聞くんですが、文化財でもなかなかそういうことにはならないんですけど、戦争を知る上で貴重な資料でありますので、その辺はまた何かの機会で資料のデジタル化等も御助言いただいたらなと思います。

そして、いろいろ言わせていただいたんですが、竹内浩三さんの詩をちょっと朗読させていただこうと思うんです。竹内浩三さんは戦死したわけでありますし、戦場へ行って帰ってきたわけではないので、戦争に行く前に書かれた詩であります。それは全て同じなんですが、天性の繊細なものかなと思いますけど、戦後のことがどうなるのかも見通したかのような詩を書かれています。

それが戦争になったらそのときの人の気持ちというのが表れる部分でありますし、これから私たちが平和のことを伝えていくためにはそういうことを伝えながら、戦争になったらこういうことやし、今はそういう気持ちにならないで平和でいいんですけど、当時の様子をうかがえるものなのかなと思いますので、すみませんが、ちょっと聞いていただきたいと思います。

竹内浩三さんの「骨のうたう」という詩があるんですけど、読ませていただきます。

「戦死やあわれ 兵隊の死ぬるや あわれ 遠い他国で ひよんと死ぬる

や だまって だれもいないところで ひょんと死ぬるや ふるさとの風や
こいびとの眼や ひょんと消ゆるや 国のため 大君のため 死んでしまう
や その心や 白い箱にて 故国をながめる 音もなく なんにもなく
帰っては きましたけれど 故国の人によそよそしさや 自分の事務や女の
みだしなみが大切で 骨は骨 骨を愛する人もなし 骨は骨として 勲章を
もらい 高く崇められ ほまれは高し なれど 骨はききたかった 絶大な
愛情のひびきをききたかった がらがらどんどんと事務と常識が流れ 故国
は発展にいそがしかった 女は 化粧にいそがしかった ああ 戦死やあわ
れ 兵隊の死ぬるや あわれ こらえきれないさびしさや 国のため 大君
のため 死んでしまうや その心や」。

がらがらどんどんと事務と常識が流れ、故国は発展に忙しかったというの
は、本当に戦争の復興のこともいかにも予測されておったかのような文章で
ありますし、骨になって勲章をもらったってどうにもならないんじゃないのか
など。一番大事な年齢の若者たちを死なせてしまっているんじゃないのか
など。国がどんなに栄えたって、戦争というのはこういうものなのかなとい
うことを戦争へ行く前に書かれた詩で、非常に考えさせられる詩であります
し、ほかにも多くの詩を書かれております。知事、通告にはないんですが、
こういう詩を聞いてちょっと感想を聞かせていただけたらありがたいと思
います。

○知事（一見勝之） 以前、中村前議員の御質問に対してもお答えをしたと
ころでありまして、実際に戦死をされた方のお気持ちを我々がきちんと把握し
ていくというのが大事なことかなというふうに思っております。

8月の80年の記念の式典でも私冒頭申し上げましたけれども、フィクショ
ンの中ではありますが、ある提督の言葉として申し上げたのは、今から向か
う開戦に対して、かかっているのはたかだか国家の存亡であると。個人の権
利や自由に比べれば大したものではないということは、これは実は私が大好
きな言葉であります。個人の権利や、そして命、自由、これは国家よりも重
いのではないかという思いを、今、改めて竹内さんの詩を聞いてまた思い返

しました。

[5番 世古 明議員登壇]

○5番（世古 明） 突然振りまして申し訳ございません。平和の啓発についてはいろんな方法があると思いますけど、今本当に戦争を知らない人が多くなっていく中で、戦争の悲惨さ、そして平和の大切さというのを伝えていくことが大事であります。これからもいろんな啓発の仕方で平和の大切を訴えさせていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○副議長（森野真治） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休会

○副議長（森野真治） お諮りいたします。明2日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（森野真治） 御異議なしと認め、明2日は休会とすることに決定いたしました。

12月3日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散会

○副議長（森野真治） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時20分散会